

『増廣註釋音辯唐柳先生集』
『朱文公校昌黎先生集』合刊初考（中）
—宋元の建陽における韓柳二集合刊本の種類とその刊刻年代

戸崎哲彦

はじめに

かつて書籍は書写で伝えられたが宋代に至って刊印の時代に入った。熙寧元年(1068)に民間の刻書が解禁されると¹、唐人の別集も全国各地の家塾・私宅・書坊等で盛んに刊刻印行されるようになり²、南宋の前期には音釈の単註本が、後期にはそれらを集めた輯註本が盛行し、元の覆宋本の時代を経て刻書刊行は明代にピークを迎える。前稿では³、そのような中、唐代古文を代表する作家として併称された韓愈と柳宗元の二集がしばしば併修合刊されたことを指摘し、かつ二集の関係について、版本の種類が最も多く、したがって諸版の関係が複雑であるが、中には刊記・木記を備えているものがいく種かあって手掛かりとなる明版から紐解くことに着手して、あまたある『柳集』の中で、またあまたある『韓集』の中で合刊されたのが『増廣註釋音辯唐柳先生集』(以下、音辯本と略称する)と『朱文公校昌黎先生集』(朱校本と略称)であることを証明し、さらにこの二集が逡修重刊されていく過程、刊本の種類、特徴・相違、刊行の官府・書坊、刻書年代あるいはそれらの先後関係の究明を試みた。本稿ではそれを受けて二集の関係を明以前、元代さらに宋代へと遡って考究して行く。

I 元「至元辛巳日新書堂重刊」13行本

元代においても『柳集』音辯本・『韓集』朱校本は逡修重刊された。『韓集』朱校本には元刊本であることを示す木記を有する版本が現存しており、また『柳集』音辯本の中にもそれと類する版式のものも現存するが、木記の記載内容に

- 1 羅璧(南宋元初)『識遺』(『學海類編』7冊)卷1「宋興、(英宗)治平(1064-1067)以前、猶禁擅鐫、必須申請國子監、(神宗)熙寧(1068)後方盡弛此禁」。
- 2 穆脩が『柳集』45巻本を編刊し、恐らく相国寺の境内で、自ら販売したのは「天聖九年(1031)」であったが、「元符間(1098-110)京師開行」の「小字三十三巻本」は解禁後の坊刻本であろう。
- 3 「『増廣註釋音辯唐柳先生集』『朱文公校昌黎先生集』合刊初考(上)―明代建陽における韓柳二集合刊本の種類とその刊行年代」(『島大言語文化』38号、2015年)。

ついて解釈が諸説ある。

元代における『柳集』音辯本と『韓集』朱校本

『朱文公校昌黎先生文集』13行本諸版の中で、巻首の朱熹「韓文考異序」の末に次の木記2行10字を有するものがある⁴。

至元辛巳日 / 新書堂重刊

この『韓集』朱校本を『柳集』音辯本と比較するに、前稿で段階区分した音辯本の諸本中のⅢ類13行本が字様・版式のみならず⁵、形式的類別の基準とした特徴の主要なものが一致する。今、『韓集』においては先に考察した明・正統「戊辰」十三年(1448)善敬堂王宗玉刻本と元「至元辛巳日新書堂重刊」本、『柳集』においてはⅢ類13行本=C・DとⅡ類12行本=Bとを対照した表を示す。

集	『韓集』朱校本 40 巻本		『柳集』音辯本 43 巻本		
	明刊	元刊	Ⅲ類		Ⅱ類
版	善敬堂王宗玉刻本	日新書堂刻本	D	C	B
序	宋・朱熹 「考異序」		宋・陸之淵 「音義序」		宋・陸之淵書 「音義序」
	7 × 15				8 × 16
	牌記「至元辛巳日 新書堂重刊」				
	宋・王伯大書「序」 6 × 10 ~ 11		〔缺?〕		宋・潘緯書「序」 6 × 12
	「諸家姓氏」 6 × 14		「諸賢姓氏」 6 × 16		6 × 17
	5 × 14 「姓氏畢」				×
	唐・李漢「序」 戊辰王宗玉識語		唐・劉禹錫「序」		
	汪季路書 「凡例」				
	書賈刊記				
	12 × 20		12 × 21		
年譜	無		有		
目録	13 行 × 23 字 二段 卷之～ 「……目録畢」		12 行 × 21 字 一段 第～卷 ×		
	正集		正集～別集・外集・附録		

4 山東省博物館蔵、『中華再造善本』（北京図書館出版社 2006 年）所収。山東省鄒城市東北 12km 九龍山南麓の明初・魯荒王朱檀（1370-1390）墓から出土した書籍 6 点の中の一つ。1970 年に発掘開始、文革後 1985 年に本格的に再発掘、1988 年に対外開放。山東博物館編『魯荒王墓』（文物出版社 2014 年）「書籍」（上冊 p129）。

5 『『増廣註釋音辯唐柳先生集』43 巻 12 行本考——12 行本の特徴および 13 行本との関係』（『島大言語文化』37 号、2014 年）。

正集	卷之～ 13行23字			卷之～ 12行21字
外目	有			無
版匡	19.8 × 12.9	19.8 × 12.5	19.6 × 12.8	18.9 × 12.5
版式	双黒魚尾			
	粗黒口			細黒口
	四周雙闌〔偶有左右〕			左右〔偶有四周〕
宋諱	不缺筆			缺筆「敦」
装訂	線(?)	包背	?	蝴蝶(?)

『柳集』音辯本諸版でこの元「至元辛巳日新書堂重刊」本に近いものは、巻首に「諸賢姓名」に相当する「諸家姓氏」があり、かつ葉末行頭に「姓氏畢」とのみある点でC・D両本であり、さらに「目録」を二段に組み、正集で終わっている、つまり『外集』等を入れず、正集後に別に『外集』等の「目録」を立てている点ではD本である。これらの一致と他本との多くの相異とを勘案すれば、『柳集』音辯本Ⅲ類D本と『韓集』「至元辛巳日新書堂重刊」朱校本とが最も近く、二集は統一の編集方針と版式のもとで、つまり同一書肆が併修合刊したものと推測される。正集のみを「目録」にするC本はむしろⅡ類と同じであり、そこでC本を底本として、あるいは一部その版本を用いて、『韓集』に合わせる形で『正集』と『別集』・『外集』を分けて「目録」を加える改変がなされたのならば、『柳集』音辯本ⅢC類の刊刻は「至元辛巳」以前、B類以後でなければならない。しかし先に文字の対校で指摘したように、D本がC本に先行していた可能性も否定できない。「至元辛巳日新書堂重刊」本との共通点を考えれば、むしろD本が先にあり、C本がその補刻や補配ということも考えられるのである。

また、装訂形式も諸本の関係と成立時期とを知る手掛かりとなる。ただしいくつかが注意が必要である。漢籍の装訂史について通説では、宋の胡蝶装から元の包背装を経て明中期に線装へと展開するとされるが⁶、筆者の調査はマイクロ

6 田建平『元代出版史』（河北人民出版社2003年p237-238）は包背装を元代に盛行したとして、その開始について南宋（李致忠1990年）、元初（張樹棟1986年）、元代（李景新1937年）の説を紹介する。その他、張麗娟等『中國版本文化叢書・宋本』（江蘇古籍出版社2002年p39）は南宋中期以後とし、張秀民『〔増訂版〕中國印刷史（上）』（浙江古籍出版社2006年）は宋・元は胡蝶装、元初に包背装が興って明の弘治まで続き、嘉靖から線装が盛行としたとする（p379）。田建平が指摘するように李致忠『古書版本學概論』（北京図書館出版社1990年、p105-p107）は、また李致忠『古代版本通論』（紫禁城出版社2000年、p120）でも、南宋に胡蝶装から包背装に向かったとするが、最新の李致忠『中国出版通史（4）宋遼西夏金元卷』（中国書籍出版社2008年）では、宋代では胡蝶装と包背装が流行したとしながら（p158）、元代

フィルムに拠ったために、またそもそも後人の改装も考えられるために、本来の形を確定することが困難である。ちなみに現存する「至元辛巳日 / 新書堂重刊」本の中で、三東省博物館蔵本は近年出土したものであり、包背装であることが確認されているが、同木記を有し且つ版面状態等から同版木であると認められる日本内閣文庫蔵本は線装になっている。これは装丁し直されたものではなかろうか。また、『柳集』Ⅲ類のD・CとⅡ類のBの多くは版心が外向きであるから線装本のように見えるが、包背装もこの点では同様であるために判断し難い。実際に、後人が包背装や胡蝶装を線装に改めている場合が多い。三東省博物館蔵本も後に線装本に修繕された⁷。ただC本の中で国会図書館蔵本は、現存する9冊中⁸、2冊(巻11-14、別集・外集・年譜・附録)が線装である以外、他はすべて胡蝶装であるから、本来は胡蝶装であって2冊は補配された可能性がある。C本に属する北京図書館蔵本(#10212)は国会本と同版であるが線装になっている。しかしこれも仔細に観察すれば、版心の上部と下部の黒口部分に剥落しているように見える葉があるから本来は胡蝶装ではなかったか。Ⅱ類のB本も4部中3部が線装になっているが、同じく黒口に剥落が認められる葉があり、他の1部、上海図書館蔵本は、版心部分が綴じられて見開きになっているから、やはり本来は胡蝶装ではなかったか。

音辯本Ⅲ類におけるC本とD本とは確かに不明な相違点があるが、まず注目すべきはともにⅡ類と大きく異なるⅢ類の共通点である。特徴的なものは、Ⅱ類が12行本、Ⅲ類が13行本という行款の他にも巻首に冠せられた陸之淵「序」がⅡ類では自筆の摸刻であったが、Ⅲ類ではC・D共に書肆自家の字様に改められ、かつ行款も改易されていることである。同じく劉「序」も行款が改易されており、「諸賢姓氏」も字体がやや大きくなり、末行に「姓氏畢」が加わった。さらに「目録」でも一段組みから二段組みになるという大きな改変がある。版心の黒口・雙闕も改変されており、版匡・宋諱にも変化が現れている。このようにⅢ類はⅡ類が大きく改編されて「至元辛巳日新書堂重刊」朱校本の版式に近づいている。そこでこの『韓集』朱校本と『柳集』音辯本Ⅲ類はこの時の合

では画書・佛経以外の経子史集の四部はほとんど全て胡蝶装であったという(p438)。後述するように魯荒王墓出土の元刊本6点中5点が包背装であることから見ても実態に合わない。

7 『魯荒王墓』(文物出版社2014年)「書籍」(p129)によれば胡蝶装であったが故宮博物院によって修復後、線装に仕立てられた。

8 巻42・巻43の「古今詩」両巻を缺、本来は10冊。

刊と推測するのであるが、しかし木記の「至元辛巳」と「日新書堂」の解釈には今日それぞれ複数の説がある。そのために「至元辛巳日新書堂」一行八字は元明の建陽刻書史を巻き込んだ複雑な方程式となる。また、現存するⅡ類の方にはいずれも木記がなく、刻書年代が未詳であるが、この木記の年代が確定できれば、Ⅲ類との関係からⅡ類の時期を推測することも容易になる。

「至元辛巳」：前至元十八年と後至正元年

まず「至元辛巳」について、その解釈は今日ほぼ定説になっているといえる。本書を重文に指定した「國家珍貴古籍」⁹を始め、『中華再造善本』・『中國古籍善本總目』や版本研究者・韓愈研究者等¹⁰、いずれも元代初期の前「至元辛巳」十八年(1281)としており、もはや異論を差し挿む余地はないといってよい。しかしこれとは別に後「至元辛巳」(1341)とする説もあった。前者は中国の説であり、後者はとりわけ日本に多い。両説による時間差は六十年に及ぶから刻書年代には元代(1279-1368)の前期か後期かという大きな開きが生じる。この差はⅡ類の成立を考える上で無視できない。

後者は早くから存在していたが、おそらく幾つかの理由によって淘汰された。それは「至元辛巳」を後「至元辛巳」七年と解するものであるが¹¹、この年は元旦に至正に改元¹²、つまり「至元」ではなく「至正」であることによ

9 『第一批國家珍貴古籍名録圖録(4)』(國家圖書館出版社2008年) #01048 (p265)。

10 『中華再造善本』本の前扉に「據山東省博物館藏元至元十八年日新堂刻本影印」、『中華再造善本總目提要・金元編』(國家圖書館出版社2013年、p1190)、萬曼『唐集敘録』(中華書局1980年、p179)、方彥寿『建陽劉氏刻書考(上)』(『文獻』1988-2) p202、『中國古籍善本書目』(上海古籍出版社1989年)卷23葉36B(p110) #1326、張秀民『〔增訂版〕中國印刷史(上)』(浙江古籍出版社2006年) p211、謝水順等『福建古代刻書』(福建人民出版社1997年) p195・p265、陳紅彦『中國版本文化叢書・元本』(江蘇古籍出版社2002年) p143・p147、方彥寿『建陽刻書史』(中國社會出版社2003年) p174、劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』(中國社會科學出版社2004年) p216、『中國古籍善本總目』第4冊(翁連溪編校、綫裝書局2005年) p1199上、『福建省志・出版志』(福建人民出版社2008年) p518、『魯荒王墓(上)』(文物出版社2014年)「書籍」(p129)等。

11 阿部隆一『〔增訂〕中國訪書志』(汲古書院1983年) p129上・p130上に「元後至元六年」(1340)とするのは誤り、p275上・p551上・p552上・p733下に「元後至元七年」とする。日本・内閣文庫「昌七別五七、三」に「元至元七年刊(日新書堂)」。「域外漢籍珍本文庫(第2輯)」(西南師範大學出版社2011年)が早稲田大學所藏本を収めて「提要」に「後至元七年」というが、前稿「〔增廣註釋音辯唐柳先生集〕『朱文公校昌黎先生集〕合刊初考(上)』(『島大言語文化』38号、2015年)で述べたように、これには牌木「至元辛巳日新書堂重刊」がなく、字樣等も山東省博物館藏本と異なるから、版を異にする後刻本である。

12 『元史』卷40「順帝本紀」に「至正元年春正月己酉朔，改元，詔曰：“……其以至元七年為至正元年，與天下更始。”(中華書局排印本 p859)。

て容易に否定し得る。また、後「至元」年間に刊行の木記では「至元後〔干支〕」とする書式が多く、それは本書と同じ「日新書堂」の木記にも見える。『松雪齋(趙孟頫)文集』¹³に

至元後己卯(後至元五年1339)花谿沈氏伯玉刊于家塾

また『伯生(虞集)詩續編』¹⁴に

至元後庚辰(後至元六年)劉氏日新堂謹識

とするのがそれである。しかも『朱子成書』¹⁵の木記

至正元年辛巳日新書堂刊行

のように「辛巳」を「至元」ではなく「至正元年」に作る例もある。これらの例は前者の説を支持する。当時の人がかくも明白な年号の誤りを犯すはずはないのである。後者の否定は決定的であるといえよう。

1: 元代における辺縁の地での例

しかし他に「至元辛巳」に作る例がないわけではないとなれば再考の余地が出てくる。『趙子昂(孟頫)詩集』の牌記に

至元辛巳春和建安虞氏務本堂編刊

というのがそれである。先の例に準ずれば「至元辛巳」は元初の前至元十八年(1281)を指すはずであるが、『趙子昂詩集』の方についてはむしろ「元至元七年」(1341)が定説となっている¹⁶。早くは傅增湘が「至正元年辛巳」と解しており¹⁷、それが踏襲されているのではなかろうか。傅氏によれば、前至元十八年時点では趙子昂(1254-1322)はまだ28歳であって集中の記載年代が合わない

13 四部叢刊所収本。

14 趙万里『中國版刻圖録』(北京図書館編、文物出版社1960年)「目録」(p59)、図版322:『第三批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#07228(p92)。曹之『中國古籍版本學』(武漢大學出版社2007年)「至元六年(1269年)劉氏日新堂刻『伯生詩續編』」(p236)は二重の誤り。「至元六年(1269年)」は己巳歲、南宋の咸淳五年。「至元辛巳」を後元至元七年とする説に拠りながら後至元が六年で終わるために前至元六年としたもの。また同書(p284)で「日新堂由元代後至元四年(1338年)一直刻到明嘉靖八年(1529年),共191年」というのも自己矛盾する。

15 『舊京書影』(人民出版社2011年)p483(原書:倉石武四郎編撮、文字同盟社1929年、p421)、『第一批國家珍貴古籍名録圖録(3)』#00609(p59)、『第三批國家珍貴古籍名録圖録(1)』#07127(p164)。

16 『中國版刻圖録』(文物出版社1960年)「目録」(p60)、図版324、『靜嘉堂文庫宋元版圖録・解題篇』(汲古書院1992年)#233(p123上)、方彥寿『建陽刻書史』p190、謝水順等『福建古代刻書』p197、『福建省志・出版志』p187。ただし田建平『元代出版社』(河北人民出版社2003年)「元代的私家與書坊出版」(p64)は前「至元辛巳」と考えている。

17 傅增湘『藏園羣書經眼録』(中華書局1983年)卷15、p1308。

ことを挙げ、「此刻題“至元辛巳春和”，蓋地僻未奉詔書，故猶存舊號也」とする。改元は正月元旦に行なわれたが元代にあっては大都北京より遠隔の地へは通達が遅れたというわけである。恐らくこの理解は正しい。距離に起因する木記の矛盾を示す例証は少なくない。管見に拠っても元牟巖「頤浩禪寺記」(上海)¹⁸に

至元七年正月望日，當山住持清林寶月大師志圓立石

また「鄒縣修學碑」(山東省鄒城市)¹⁹に

至元七年二月立

というのは共に至正元年のことであり、正月十五日、さらに一箇月後の二月に至っても旧年号が使われている。当然このような現象は至正年間のみに限らない。「祀西鎮吳岳祠堂記」(隴州)²⁰に

維大元泰定五年歲次戊辰四月癸巳朔二十五日丁巳

また「全真建造道院記」(桂林)²¹に

時泰安五年歲次戊辰六月甲子

という。泰定五年二月に改元された致和元年(1328)中の発生であるが、西域や嶺南では二・三箇月後に至ってもまだ旧号が使用されているのである。南宋・明初とは違い、元代で大都から遠隔の地にあっては常習のことであった。この『韓集』も福建の山間、建陽県での後至元七年の春の刊刻であるならば、あるいは六年中に作業は開始されていたかも知れないが、「至元」と称されたことは十分あり得る。

しかしこれのみでは後「至元辛巳」七年とすることの十分条件にはならないとならば、次に注目したいのが「日新書堂」の活動時期である。

2：建陽劉氏日新書堂の刻書時期

「日新書堂」といえば建陽(旧名建安)の劉氏が最も有名であり、また『韓集』朱校本を建陽劉氏の所刻とするのが版本学ではほぼ定説となっている²²。

18 石碑は上海市金澤鎮頤浩寺内に現存。『青浦縣志』(上海市青浦縣縣志編纂委員會編、上海人民出版社1990年)第29篇「文物古迹・古碑刻」所収「元頤浩禪寺記」。

19 清・阮元『山左金石志』(新文豊出版公司『石刻史料新編19』)卷24(12a)に「至正改元在辛巳年正月己酉朔。此碑立于二月，而猶云“至元七年”者，豈改元之詔其時尚未頒至耶」(p14785下)。

20 陳垣『道家金石略』(文物出版社1988年)p1167。

21 石刻は桂林市疊彩山碧霞洞に現存。

22 方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」(『文獻』1988-2)p202、張秀民『[増訂版]中國印刷史(上)』(浙江古籍出版社2006年)p211、謝水順等『福建古代刻書』p195・p265、方彦寿『建陽刻書史』(中国社会科学出版社2003年)p174、陳紅彦『中國版本文化叢書・元本』p143・p147、劉真倫『韓

今、元明間における劉氏日新書堂の刻書で知り得た所を年代順に配した表を示す²³。

元明間建安劉氏日新書堂刻本			
書名	「」=牌記；“”=解題等	西暦	朝
前「至元辛巳」十八年		1281	元
『新編事文類要啓割青錢』	前集目錄尾「泰定甲子(元年)孟秋日新書堂重刊」、後集目錄首「劉氏日新堂刊」、續集目錄首「建安劉(劉)氏日新堂刊」、別集目錄首「建安劉氏日新堂重刊」、外集目錄首「建安劉氏重刊」 ²⁴	1324	
『廣韻』	「元統乙亥(三年)中秋日新書堂刻梓」 ²⁵	1335	
『春秋集傳釋義大成』	“後至元戊寅(四年)” ²⁶	1338	
『伯生詩續編』	「至元後庚辰(六年)劉氏日新堂謹識」	1340	
『揚受碩詩集』	「至正庚辰季春日新書堂印行」 ²⁷	1340	
『題葉氏四愛堂詩』	“後至元六年劉氏日新堂” ²⁸	1340	
後「至元辛巳(七年)」至正元年		1341	
『朱子成書』	「至正元年辛巳日新書堂刊行」	1341	
『四書輯釋』	「至正壬午(二年)夏五日新書堂重刊」 ²⁹	1342	
『新編增廣事聯詩學大成』	“至正二年日新書堂刻” ³⁰	1342	
『漢唐事箋對策機要』	「至正丙戌(六年)日新書堂」 ³¹	1346	

愈集宋元傳本研究 p216、『福建省志・出版志』 p185 等。

23 瞿冕良『中國古籍版刻辭典』(齊魯書社 1999 年)「日新堂」(p63-64)は「元代建陽人劉錦文的書坊名。錦文字叔簡,其後裔世守其業,自元迄明代中葉,刻書甚多」として 40 余種、謝水順等『福建古代刻書』(福建人民出版社 1997 年)に「劉氏日新堂。是元代建陽較劉氏翠巖精舍稍晚崛起的一個書坊。自元末迄明代中葉刻書甚多,書坊相沿 200 多年,今可知見的刻本還有近 30 種」(p193)として元刻本 25 種を(p195)、「日新堂創於元代劉錦文,從元代十八年刻『昌黎先生文集』算起,到現存年代最晚的嘉靖四十三年刻本……,前後經營時間長達 284 年」(p265)として明刻本 13 種(p265)を挙げているが、今 50 種近くが知られる。

24 『徳山毛利家藏新編事文類要啓割青錢』(古典研究会影印 1963 年)、『四庫存目叢書』所収本はこれに拠る。

25 『米澤善本の研究と解題』(市立米澤図書館 1958 年)図版 11 下、「解題」p128 下。

26 葉德輝『書林清話』巻 4「元時書肆刻書之盛」“劉錦文日新堂”の項(広陵書社 2007 年 p74)。

27 『第一批國家珍貴古籍名録圖録(5)』#01181(p22)、木記なし。李致忠『中國出版通史(4)宋遼西夏金元卷』(中國書籍出版社 2008 年)「建陽劉氏日新書堂的出版」図 73(p412)に木記あり。

28 謝水順等『福建古代刻書』(p194)、『第一批國家珍貴古籍名録圖録(5)』#01178(p19)。

29 『第一批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#00321(p66)。

30 方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」(『文獻』1988-2)p203、『第二批國家珍貴古籍名録圖録(3)』#02926(p62)。

31 林申清『宋元書刻牌記圖録』(北京図書館出版社 1999 年)p86、『第一批國家珍貴古籍名録圖録(3)』#00833(p269)。

『詩義斷法』	「建安日新書堂刊行」 「至正丙戌」 ³²	1346	元
『詩經疑問』	「至正丁亥(七年) 菴節刊」 ³³ “建安書林劉錦文刻本” ³⁴	1347	
『詩義主意』	“至正八年” ³⁵	1348	
『春秋胡氏傳纂疏』	“至正八年”、 「建安劉叔簡葉于日新堂」 ³⁶	1348	
『太平金鏡策』	“劉錦文跋「至正己丑(九年) 建安日新堂誌」” ³⁷	1349	
『唐詩鼓吹』	「京兆(劉錦文?)」 ³⁸ 日新堂刊」	?	
『詩集傳通釋』	綱領首「後學安成劉瑾通釋；建安劉氏日新堂校刊」、卷1末「至正壬辰(十二年) 仲春日新書堂刻梓」 ³⁹	1352	
『詩經』	“至正十四年刻印” ⁴⁰	1354	
『書集傳音釋』	“至正甲午(十四年)” ⁴¹	1354	
『增修互註禮部韻略』	「至正乙未(十五年) 仲夏日新堂重刊」 ⁴²	1355	
『新增說文韻部群玉』	「至正丙申(十六年) 莫春劉氏日新堂謹白」 ⁴³	1356	

32 『欽定四庫全書總目』卷17「詩類存目」『詩義斷法』五卷(p217)。

33 林申清『宋元書刻牌記圖録』p86。

34 葉德輝『書林清話』卷4「元時書肆刻書之盛」“劉錦文日新堂”、『中國古籍善本總目(經部)』(翁連溪編校、綉裝書局2005年) #200(p50)、『第一批國家珍貴古籍名録圖録(1)』#00248(p271)、木記なし。謝水順等『福建古代刻書』p195は注(p229)に『中國古籍善本總目』に拠るといふ。また「建安書林」の併記にも問題あり。詳しくは後述。

35 方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」p203。

36 葉德輝『書林清話』卷4「元時書肆刻書之盛」“劉錦文日新堂”、『日本宮内庁書陵部藏宋元版漢籍影印叢書(第二輯)』(綉裝書局2003年)所収、『第一批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#00314(p61)、『第二批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#02604(p235)、『藏園(傅增湘)訂補邵亭(莫友芝)知見傳本書目』(中華書局2009年p118)等は至正八年(1348)とする。汪克寬「序」は至正六年作。

37 清・沈初等『浙江採集遺書總録・任集』(上海古籍出版社2010年、p623)、葉德輝『書林清話』卷4「元時書肆刻書之盛」“劉錦文日新堂”。“第三批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#07227「元刻本」(p91)、跋等について言及なし。

38 『第二批國家珍貴古籍名録圖録(3)』#03181「元劉氏日新堂刻本」(p285)。謝水順等『福建古代刻書』に「劉錦文日新堂所刻書中有時也出現“京兆日新堂刻”の牌記、如上海圖書館藏元日新堂刻本『唐詩鼓吹』目録後就有“京兆日新堂刻[刊]”6字木記、這與翠巖精舍有時也出現的“京兆劉氏翠巖精舍”一樣、源於其祖京兆劉綱」(p194)、方彦寿『建陽刻書史』に「劉氏日新堂刻本、有時作“京兆日新堂刻”、源於劉氏唐代始祖劉綱係陝西京兆人」(p173)。「京兆劉氏日新書堂」の木記は嘉靖四年刊『新刊類聚古今故事韻府大全』にも見える。

39 『舊京書影』p115・p117(原書p53・p55)、『第一批國家珍貴古籍名録圖録(1)』#00242-00244(p267)、『第二批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#02562-02563(p209)。

40 李致忠『中國出版通史(4) 宋遼西夏金元卷』「建陽劉氏日新書堂的出版」p413。

41 方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」p204。

42 『天理圖書館善本叢書漢籍之部』第8卷(天理大学出版部影印1982年)、『舊京書影』p228(原書p166)、『第二批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#02625(p250)。

43 『第一批國家珍貴古籍名録圖録(2)』#00826-00827(p263)、『第二批國家珍貴古籍名録圖録(3)』#02925(p61)。

『明本排字九經直音』	扉「熊氏博雅堂刊」、卷末後集末題前「至正丁酉(十七年)日新書堂鏤梓」 ⁴⁴	1357	元
『重訂四書輯釋』	“至正間” ⁴⁵	?	
『重編韓文考異』	“元” ⁴⁶	?	
『新編方輿勝覽』	“元” ⁴⁷	?	
『春秋金鑰匙』	「至正癸丑(三三年、洪武六年)日新堂刊」 ⁴⁸	1373	明
『鼓吹續編』	“永樂二十二年刻印” ⁴⁹	1424	
『書傳大全通釋』	目錄後「宣德乙卯歲(十年)仲秋日守中書堂鼎新刊行」、卷3書題下「書林三峰劉氏日新書堂重刊」 ⁵⁰	1435	
『朱文公校昌黎先生集』 『増廣註釋音辯唐柳先生集』	「歲舍戊辰十月吉旦, 書林王宗玉謹識」 「正統戊辰(十三年)善敬堂刊」	1448	
『新刊宋學士夾漈先生六經奧論』	成化四年黎溫「序」、「書林劉氏日新堂」 ⁵¹	1468	
『歷代道學統宗淵源問對』	“成化四年” ⁵²	1468	
『標題詳註十九史音義明解』	“成化十一年刻印” ⁵³	1475	
『増修箋注妙選群英草堂詩餘』	“成化十一年” ⁵⁴	1475	
『新增說文韻府群玉』	“弘治六年劉氏日新堂” ⁵⁵	1493	
弘治十二年 建陽書林大火		1499	
『資治通鑑綱目發明』	「皇明弘治辛酉歲(十四年)書林日新堂刊行」 ⁵⁶	1501	
『新刊通鑑一勺史意』	“弘治十七年” ⁵⁷	1504	
『東漢文鑑』	「弘治乙丑歲(十八年)劉氏日新堂」 ⁵⁸	1505	

44 日本・内閣文庫蔵、『阿部隆一遺稿集・第1巻』(汲古書院1993年) p345、方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」p204、謝水順等『福建古代刻書』p203。

45 謝水順等『福建古代刻書』p195。

46 謝水順等『福建古代刻書』p195。

47 謝水順等『福建古代刻書』p195、『福建省志・出版志』p168。

48 葉德輝『書林清話』卷4「元時書肆刻書之盛」(p75)に「已入明洪武六年, 蓋猶奉元正朔」。

49 方彦寿『建陽刻書史』(中国社会出版社2003年)「劉氏日新堂及其刻本」(p250)、杜信孚『全明分省縣刻書考』(線裝書局2001年)「福建省卷」7A、『福建省志・出版志』p188。「序」に「永樂二十二年」とあるのに拠るものであろう。関西大学図書館蔵。

50 王重民『中國善本書提要』(上海古籍出版社1983年、p8)、杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」11A。

51 『第二批國家珍貴古籍名錄圖録(4)』#03397(p121)。

52 杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7A、謝水順等『福建古代刻書』(p195)。

53 杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7A、方彦寿『建陽刻書史』(p251)。

54 杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7A、方彦寿『建陽劉氏刻書考(上)』p213。

55 『第三批國家珍貴古籍名錄圖録(5)』#08605(p181)。『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7Aは「弘治七年劉錦文日新書堂」。

56 『第一批國家珍貴古籍名錄圖録(6)』#01498(p34)『第三批國家珍貴古籍名錄圖録(3)』#07644(p60)、『第三批國家珍貴古籍名錄圖録(3)』#07644(p60)。

57 方彦寿『建陽刻書史』(p252)。『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7Aは「弘治十七年劉錦文日新書堂」。

58 『第二批國家珍貴古籍名錄圖録(9)』#06412(p172)。

『新刊歐陽文忠公集』	“正徳元〔五〕年日新堂” ⁵⁹	1506	明
『性理群書集〔輯〕覽』	“正徳六年「書林劉氏日新堂刊」” ⁶⁰	1511	
『〔太醫院經驗〕奇效良方〔大全〕』	「正徳辛未孟夏日新書堂重刊」 ⁶¹ 、 “正徳六年” ⁶²	1511	
『續真文忠公文章正宗』	「正徳乙亥（十年）端陽月劉氏日新書堂重刊」 ⁶³	1515	
『張東海先生文集』	“正徳十五年” ⁶⁴	1520	
『新刊類聚古今故事韻府大全』	「嘉靖乙酉（四年）仲秋京兆劉氏日新書堂校正刊行」 ⁶⁵	1525	
『新刊太醫院外科心法』	“嘉靖七年劉氏日新書堂” ⁶⁶	1528	
『新刊醫林類證集要』	“嘉靖八年劉氏日新書堂刻” ⁶⁷	1529	
『類編傷寒活人書括指掌圖論』	“嘉靖四十三年劉氏日新書堂” ⁶⁸	1564	
『性理群書大全』	“明” ⁶⁹	?	
『崔鶯鶯待月西廂記』	“明” ⁷⁰	?	

この他、五百家註本についても、日新堂の所刻とする説が早くからあり、今日に至っても書志学者の間で繰り返し述べられて定説のようになっているが、ここに誤りであることを指摘しておく。

早くは葉德輝『書林清話』に「日新書堂：至元辛巳十八年，刻『五百家注音

59 『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05517（p325）、『第四批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#10629（p154）。杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7Bは「元」を「五」に作る。

60 杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7A、方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」p207、p213、『閩刻珍本叢刊』（人民出版社・鷺江出版社2009年）第31・32冊『性理群書輯覽』の解題（p133）。『第三批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#08309『性理群書集覽』には牌記「正徳辛未宗徳書堂鼎新刊行」（p276）があるという。

61 杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7A。

62 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」p213、謝水順等『福建古代刻書』p266、『福建省志・出版志』p177。

63 『第一批國家珍貴古籍名録圖録（8）』#02204（p422）。

64 謝水順等『福建古代刻書』（p266）、謝水順等『福建古代刻書』（p266）。『第二批國家珍貴古籍名録圖録（8）』#5904（p191）は「正徳十三年（1518）張弘至刻萬曆重修本」とする。

65 『第四批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#10529（p56）。

66 杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7A、方彦寿『建陽刻書史』（p252）、謝水順等『福建古代刻書』（p266）。

67 『北京大學圖書館藏古籍善本書目』（北京大學出版社1999年p247右）、方彦寿『建陽刻書史』（p252）、謝水順等『福建古代刻書』（p266）。『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7Aは「嘉靖八年劉錦文日新書堂」。劉錦文を明中期の人するのは問題あり。詳しくは後述。

68 杜信孚『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7B、方彦寿『建陽刻書史』（p252）、謝水順等『福建古代刻書』（p266）。

69 方彦寿『建陽刻書史』（p252）、謝水順等『福建古代刻書』（p266）。『第三批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#08310『性理群書大全』は「明刻本」（p277）。

70 方彦寿『建陽刻書史』（p252）。

辨昌黎先生文集』四十卷、見『森志』⁷¹とあり、これは「至元辛巳」を前至元「十八年」と解したものであるが、五百家註本とするのは誤り。五百家註本は南宋・慶元元年刊。森立之『經籍訪古志』に『五百家注音辯韓柳文』は見えるが、直後の「又」にいう朱校本について「朱序後有「至元辛巳日新書堂重刊」木記」とある記載を五百家註本に続く記事と見誤ったに違いない⁷²。今人においても「日新書堂：至元辛巳、刻『五百家注音辨昌黎先生文集』四十卷」⁷³との説は權威の記載を盲信し、確認の手間を惜しんだために誤りを踏襲したものであり、「建陽劉氏日新書堂の出版」「至正十八年（1358年）、該肆還刻印出版過唐韓愈的『五百家注音辨昌黎先生文集』四十卷」⁷⁴というに至っては、さらに「至元十八年」を「至正十八年」に改変してしまい、三重の誤りを犯している。

また、元代の日新書堂と日新堂を別に考える向きもあるが⁷⁵、同一の書肆であることは、『新編事文類要啓割青錢』の前集目録の尾に「日新書堂重刊」、後集の首に「劉氏日新堂刊」とあり、また『詩傳通釋』の「詩傳綱領」に「後學安成劉瑾通釋；建安劉氏日新堂校刊」、卷1末の牌記に「至正壬辰（十二年1352）仲春日新書堂刻梓」とあるのによって明白である。正統十三年（1448）王宗玉刊本も「善敬堂」・「善敬書堂」といい、また建陽崇化徐氏「勤有堂」も時に「勤有書堂」ともいった⁷⁶。出版社・書籍商の堂名であるから書店名として「～書堂」ともいうわけである。

今、表によって建陽劉氏「日新書堂」の活動時期について次のことが判明する。

- 1) 元代（1279-1368）の中後期に在り、2) 元末明初の約半世紀を空白期として、3) 明代中葉までは継続していた。

版本学の定説では劉氏日新書堂の活動開始時期をこの『朱文公校昌黎先生文集』によって前「至元辛巳」十八年（1281）に求めるわけであるが、そうなら

71 卷4「元時書肆刻書之盛」（広陵書社2007年、p77）。

72 『經籍訪古志』（上海古籍出版社2014年）卷6（p212）。

73 田建平『元代出版社』（河北人民出版社2003年）「元代的私家與書坊出版」（p59）。

74 李致忠『中國出版通史（4）宋遼西夏金元卷』（中國書籍出版社2008年）「建陽劉氏日新書堂的出版」（p413）。

75 葉德輝『書林清話』卷4「元時書肆刻書之盛」では「劉錦文日新堂」（p74）、「高氏日新堂」（p75）、「日新書堂」（p77）に分けており、林申清『宋元書刻牌記圖録』はそれを引いて『朱子成書』の「日新堂」について「不知何氏之堂号」とする（p86）。また、田建平『元代出版社』（河北人民出版社2003年）「書肆刻書」でも三つに分けるが、そもそも本書の記載（p57-61）は葉氏のそれとほぼ同一であり、襲用したに過ぎない。

76 黃鎮偉『中國版本文化叢書（4）刻本』（江蘇古籍出版社2002年）p143。

ばそれから泰定元年（1324）頃、半世紀近く後の元代中期まで活動に間断が生じることになる。ちなみに一説に「劉氏日新堂刻書在元代主要是至正年間刻書，至正前的刻書不多」というのは大過ないが、「有明確刻書年代可考，今可知見的有元至元十八年（1281）刻『朱文公校昌黎先生文集』四十卷、外集一卷、『集傳』一卷、『遺文』一卷，元統三年（1335）刻『廣韻』五卷，元後至元六年（1340）刻的『伯生詩續編』三卷、……大約三十種。其後裔自元末到明代中葉刻了很多書」⁷⁷というのはいち矛盾しており、これこそ『朱文公校昌黎先生文集』の「至元辛巳」を前「至元十八年」と解したことに因る。

このように本書の木記一行は版本史研究において重要な意味をもつのであるが、どうも一説が無批判に踏襲されているようであり、今日まで疑義を呈するものを知らない。たしかに表中の資料は今日知り得るものに限られるから当然いくらかの遺漏は免れ得ないし⁷⁸、また全てに年代を明示した刊記の類があるわけではないから鑑定に誤りが無いともいえない。中でも葉德輝『書林清話』巻4「元時書肆刻書之盛」の「劉錦文日新堂」項をはじめ、元の「劉錦文」で字は叔簡とするものが多く⁷⁹、その根拠として『〔嘉靖〕建陽縣志』にいう⁸⁰

劉文錦：字叔簡。博學能文，教人不倦，多所著述。凡書板磨滅，校正補刊。を引くが⁸¹、いっぽう『浙江採集遺書總録』によれば『太平金鏡策』は「劉錦文跋」に「署“至正己丑（九年）建安日新堂誌”」とあるといい⁸²、至正八年刊『春秋胡氏傳纂疏』の木記には「建安劉叔簡葉于日新堂」とある⁸³。そこで『〔嘉

77 陳紅彦『中國版本文化叢書・元本』（江蘇古籍出版社2002年）p143 また p147。

78 瞿冕良『中國古籍版刻辭典』（p63-64）に元・倪士毅『四書通義』14巻・『四書輯釋大成』36巻（13行24字）、元・王充耘『書義主意』6巻附『群英書義』2巻（14行23字）が見える。

79 劉建『大潭書』（文物出版社1994年、p313）、瞿冕良『中國古籍版刻辭典』（齊魯書社1999年）「日新堂」（p63）、『福建省志・出版志』（福建人民出版社2008年p29）等。

80 『〔嘉靖〕建陽縣志』（天一閣明代方志選刊：上海古籍書店1962年）巻12「列傳・儒林類」18b

81 方彦寿『建陽刻書史』（中國社會出版社2003年）「劉錦文的日新堂，是元代建陽書坊……劉錦文，字叔簡，嘉靖『建陽縣志・列傳』中有他的小傳。載其“博學能文，教人不倦，多所著述。凡書板磨滅，校正刊補，尤善於詩，有「答策秘訣」行世。”劉錦文日新堂從至元辛巳（1281）到明嘉靖四十三年（1564）營業時間長達283年」（p173）、また謝水順等『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年）に「劉錦文日新堂。是元代建陽……劉錦文，字叔簡。現存劉氏宗譜未見其名，事蹟不詳。嘉靖『建陽縣志』中有簡略記載，稱他“博學能文，教人不倦，多所著述。凡書板磨滅，校正刊補，尤善於詩，有「答策秘訣」行世。”」（p193）「日新堂創於元代劉錦文，從至元十八年（1281年）刻『昌黎先生文集』算起，到現存年代最晚的嘉靖四十三年（1564年）的刻本『類編傷寒活人書括指掌圖論』（p265）の両者は余りに酷似している。

82 清・沈初等『浙江採集遺書總録・任集』（上海古籍出版社2010年、p623）。

83 『全明分省縣刻書考』「福建省卷」7Aは「日新書堂：劉錦文，字叔簡」とした上で成化

靖] 縣志』の「劉文錦」は「劉錦文」の誤字とされ⁸⁴、また元の劉錦文(字?)と明の劉文錦、字叔簡の二人とする説も出てくる⁸⁵。『[景泰] 建陽縣志』(景泰元年1450)⁸⁶ 卷3「文人才子」の「國朝」に

劉文錦：字叔簡，忠顯公劉純之雲孫。博學能文，教人不倦，平居多所著述。凡書板磨滅，頼校正刊補。

というから、『[嘉靖] 縣志』(嘉靖三二年1553)は明らかに旧志を踏襲しているのであるが⁸⁷、『[景泰] 縣志』は建陽人黄璿の校編にして「國朝」二字がある。また「忠顯公劉純」が南宋・紹定三年(1236)戦歿ならば⁸⁸、その「雲孫」第九世孫は明代に入るであろう。『[景泰] 縣志』がすでに誤っていた可能性もないとは断言できないが、劉文錦が明代前期の人であった可能性は極めて高い。当地に伝わる『宗譜』に明代の宣徳・正統の間に見えるという建陽の劉文寿は⁸⁹、この劉文錦と従兄弟ではなかろうか。

このように確証を欠くものがあるとはいえ、前至元十八年から泰定元年まで半世紀近くにも及ぶ間断はそれ以後の稠密度と比較して極めて不自然である。いっぽう後「至元辛巳」(1341)を採るならば最盛期であって全く問題はない。

十一年(1475)から嘉靖八年(1529)までの諸本で劉錦文刊を挙げるが、劉叔簡日新堂が元・至正間に活動していたことと合わない。

84 方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」(『文獻』1988-2, p 207)、謝水順等『福建古代刻書』の「嘉靖『建陽縣志』中有簡略記載」の註(p228)に「嘉靖『建陽縣志』卷十二“劉錦文”誤作“劉文錦”」。

85 張秀民『[増訂版] 中國印刷史(上)』(浙江古籍出版社2006年)に「劉文錦字叔簡，博學能文，多所著述，書板磨滅，校正刊補」の註に「見嘉靖『建陽縣志』。元日新堂劉錦文字叔簡，與此著有『答策秘訣』之劉文錦，字叔簡者，疑為兩人」(p273)。ただし元「建安書林劉錦文日新堂又劉叔剛日新堂」(p203)ともいうが、「劉叔剛」は南宋の一經堂とするのが今日の通説(謝水順等『福建古代刻書』p76、『福建省志・出版志』p28)。早くは方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」(『文獻』1988-2, p199, p 201)が劉叔剛を南宋人、名は中正、字は叔剛、一經堂とする。

86 『四庫全書存目叢書・史部176』、齊魯書社1996年。

87 『大明一統志』(天順五年1461)・『八閩通志』(弘治二年1489)・『[嘉靖] 建寧府志』(嘉靖二〇年1541)には見えない。『[嘉靖] 建陽縣志』卷首「凡例」に「建寧郡邑之事，『大明一統志』及『八閩通志』『建寧府志』皆嘗有紀矣，然『一統志』紀天下之事，其志不得不略，『通志』紀一省之事，與夫『建寧府志』紀一郡之事，雖已加詳，亦豈能盡載而無遺乎。ただし「忠顯公劉純之雲孫」一行が削除されている。この一行は直接系譜に関わる重要な記事である。『[嘉靖] 縣志』が『[景泰] 縣志』を踏襲しながらこの一行のみを削除したということは、五忠公の一人である宋の劉純之との関係つまり建陽の名家劉氏の系譜であることを否定する意味をもつ。

88 『[嘉靖] 縣志』卷7「祥異」の「麻沙瑞樟」。

89 方彦寿「閩北劉氏等十四位刻書家生平考略」(『文獻』1991-1, p226)は『貞房劉氏宗譜』に拠って元・翠巖精舍劉君佐の第五世孫で、字は應康、明の宣徳・正統の間の人とする。

3) 元朝初期における状況

遺漏や誤判によって予断は容されないが、この間断は「日新書堂」一舗に限らず、そもそも元代前期の建陽全体の刻書業界においても同様の事態であったにちがいない。それは元初の混乱である。

元代建陽の刻書業が盛況に向かうのは早くても前至元二〇年代に入ってからとする説がある⁹⁰。そうならば前至元十八年の刻書は例外に属すと言わねばならない。ちなみに前至元十三年（宋の景炎元年 1276）十一月に元軍は南下して臨安は陥落し、書籍は固より江西各郡の版木までも大都北京に運ばれ、浙江・江西に隣接する福建にあつては福州・莆田等は戦禍を被って出版業は壊滅状態に陥ったが、ただ建陽はそれほどの被害を受けなかった⁹¹、あるいは麻沙書肆は過半が戦火に遭ったが⁹²、比較的早く⁹³、至元二五年には⁹⁴、回復していたという。そこで、元初における建陽周辺での刊本で現存するものを拾ってみれば、

至元二〇年(1283)、建陽劉承父刊『新刊續添是齋百一選方』20卷⁹⁵。刊語に「鼎新刻梓，三復校正，并無訛舛。……歳在癸未端陽前一日建安劉承父謹咨」という。

至元二二年（1285）、建陽熊氏万卷書堂刊『山谷外集詩注』14卷⁹⁶。史容「引」の後に「書市所刊『山谷詩』正即内集，而外集缺焉。……時至元乙酉⁹⁷，文江泉溪後學羅嘉績拜手識歲月」の刊記8行が、「目録」後に「建安熊氏／萬卷書堂」木記がある。

至元二四年（1287）、崇安武夷詹光祖（1248-1299）『資治通鑑綱目』59卷⁹⁸、『黃氏補千家註紀年杜工部詩史』36卷⁹⁹。『綱目』の「目録」後に木記「武夷詹光祖重刊于月崖書堂」が、『詩史』卷32尾に木記「武夷詹光祖至元丁亥重刊于月崖

90 李致忠『中國出版通史（4）宋遼西夏金元』（中国書籍出版社2008年）「元代的出版機構與出版概況」（p365-427）。

91 陳紅彦『中國版本文化叢書・元本』（蘇江古籍出版社2002年）p4、p25。

92 謝水順等『福建古代刻書』に「宋末元初由於戰亂，麻沙書坊被戰火吞噬過半，元氣大傷」（p8）、李致忠『中國出版通史（4）宋遼西夏金元卷』に「宋末元初由於戰火，麻沙書肆被焚過半，大傷元氣」（p410）。

93 謝水順等『福建古代刻書』p7。

94 方彦寿『建陽刻書史』p186。

95 陸心源『儀顧堂題書目題跋彙編』卷7「是齋百一選方跋」（中華書局2009年、p111）、方彦寿『建陽刻書史』p157-159、謝水順等『福建古代刻書』p196。

96 四部叢刊統編本、「日本帝室圖書寮藏元本」の影印。

97 『張元濟古籍書目跋彙編』（商務印書館2003年）p910、方彦寿『建陽刻書史』p189、『福建省志・出版志』p186。謝水順等『福建古代刻書』p202は「乙酉」を「二十一年」とする。

98 『第一批國家珍貴古籍名錄圖録（2）』#00456。

99 『第一批國家珍貴古籍名錄圖録（4）』#01035、『魯荒王墓』（文物出版社2014年）「書籍」（p128）。

書堂」がある¹⁰⁰。

至元二九年（1292）、建陽熊禾（1247-1312）刊『易學啓蒙通釋』2巻¹⁰¹。一説に、二六年熊禾の武夷山洪源書堂所刻とする。大徳十一年（1307）正月元旦に劉應李『〔新編事文類聚〕翰墨大全』が刊刻され、熊禾が「序」を寄せたが、それによれば劉應李は熊禾等と共に元朝に仕えず、武夷山に入って十二年籠っていた¹⁰²。熊禾「化龍書院記」¹⁰³に拠れば、劉應李と共に崇泰里の故里に帰って至元二四年に化龍書院を建て、子弟の教育に努めたという。逆算すれば、武夷山に籠ったのは十二年頃である。建陽への元軍侵攻は前至元十三年には始まっており¹⁰⁴、十六年二月に宋朝末帝は死去し、遂に元朝が成立する。熊禾と劉應李は元軍の侵入を知って韜晦した宋の遺民であった。『〔新編事文類聚〕翰墨大全』この208巻にも及ぶ一大類書は、祝穆（父祝確は朱熹の外祖父）の編纂『古今事文類聚』（淳祐六年1246）四集170巻に倣い、祝穆『輿地勝覽』（嘉熙四年1240）七〇巻等を加えて再編したものである。異民族である元朝の統治が着実に蚕食していくのを目の当たりにした朱子門下の劉應李とその子弟等が、漢民族が築き上げ宋朝が継承して来た伝統文化に絶滅の危惧を感じ、いわば精神文化遺産を網羅して後世に伝承せんとするものであった。

たしかに前至元二〇年代に回復を見てよかろう。しかし「至元辛巳」前至元十八年はこれよりも前にある。さらにいえば、完全な復興は三〇年代以後であった。元初に破壊された県治が再建されたのは至元三一年（1294）¹⁰⁵、同文書院の

100 方彦寿『建陽刻書史』p193、謝水順等『福建古代刻書』p208。

101 『第一批國家珍貴古籍名錄圖録（1）』#00209-00210「元至元二十九年（1292）熊禾武夷書室刻明修本」（p230-231）、『第四批國家珍貴古籍名錄圖録（1）』#09917「元刻明修本」（p95）。方彦寿『建陽刻書史』p163は二六年熊禾が武夷洪源書堂で刻とし、書堂は熊禾が宋末の混乱を避けて隠居した武夷山の五曲晚對峰に在るといい、謝水順等『福建古代刻書』p203も二六年熊禾武夷洪源書堂刻として『福建古代刻書』p221で熊禾「化龍書院記」を引く。

102 熊禾「翰墨大全序」（『全文』巻587、第18冊p529、『熊勿軒先生文集』（叢書集成所収本#2407『正誼堂全書』）巻1）。全建平『新編事文類聚翰墨大全研究』（寧夏人民出版社2011年）が詳しく、「序」の全文を載せる（p67）。全氏は平欄伯氏を建陽の書坊（p42）、また原名を『新編事文類聚翰墨大全』と考える（p46）。

103 『〔萬曆〕建陽縣志』（『稀見中國地方志匯刊』31、中國書店1992年p645下）。

104 『〔嘉靖〕建陽縣志』（天一閣明代方志選刊：上海古籍書店1962年）巻6「藝文志」の杜本「江源復一堂記」に「至元丙子（一三年）、師示寂堂，毀于兵，……延祐丁巳（四年1317）五月九日，覺靜命集徒侶」（71a）。

105 『〔嘉靖〕建陽縣志』（天一閣明代方志選刊：上海古籍書店1962年）巻4「治署志」に「縣治：……元初悉毀於兵，惟存廳事兩廊儀門而已。至正甲午（三一年），達魯花赤、黃火兒不花從而新之」（2a）。

再建は大徳五年（1301）¹⁰⁶。宋末元初、日新堂劉氏と共に唐代陝西京兆劉翱を始祖とする建陽劉氏翠巖精舎は、戦火に因って麻沙から崇化の書林に移転した劉君佐によって再開され、現在知られる最も早い出版物は至元三年の『翰苑集』30巻であるという¹⁰⁷。劉君佐は熊禾の母方の従兄弟である¹⁰⁸。

次に、当時の風潮や国策から考えても元初に求めるのは困難であろう。そもそも『韓』『柳』二集は文学書である。『山谷外集詩注』は前至元十八年の四年後の刊刻であったとしても、それは「書市所刊『山谷詩』正即内集，而外集缺焉」による。『韓』『柳』二集は木記に「重刊」ともあるように、内容の上で取り立てて新しいものでも補遺補缺するものでもなく、しかも『韓』あるいは『柳』のみではなく、二集の合刻である。この二集合刻は、単に文学書を当世の士人や好事家に供給するというよりも現実的には科挙受験参考書としての社会の需要を主なる背景としているのではないのか。新王朝創業の不安定な時期にあってはそのような気運はまだおとずれていなかったであろう。元は異民族の建てた新王朝である。当初、儒学を習う者は少なく¹⁰⁹、福建の州県で官吏に漢人が採用されたのは成宗の大徳三年（1299）であり¹¹⁰、しかも官吏登用のための科挙も長期にわたって行われていなかった。科挙実施が決定公布されたのは仁宗皇慶二年（1313）である¹¹¹。

このように他書の実例や劉氏の活動時期、元初的情勢を勘案すれば、「至元辛巳」前至元十八年の定説は成立し難い。ならば60年後の後至元七年改元至正元年春ということになる。

「日新書堂重刊」：建安日新書堂の劉氏と高氏

建安（建陽県）劉氏日新書堂は元・明を通して有名であり、「後至元四年（1338

106 『〔嘉靖〕建陽縣志〕卷5「學校志・書院」に「同文書院：在崇化里，宋乾道間朱熹建以貯圖書。後遭兵燹，元大徳五年泉州總管府推官張光祖重建。……今藏『洪武正韻』『勸善』及諸官書板」（17a）。

107 謝水順等『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年、p191）、李致忠『中國出版通史（4）宋遼西夏金元』「元代的出版機構與出版概況」（p410）。

108 熊禾「麻沙劉氏族譜序」（『全文』卷588、第18冊p547、『熊勿軒先生文集』（叢書集成所収本#2407『正誼堂全書』）卷2）に「余母族麻沙劉氏……母之從子（劉）君佐」。

109 『元史』卷81「選舉志」に「至（至元）二十一年九月，丞相火魯火孫與留夢炎等言，十一月中書省臣奏，皆以為天下習儒者少，而由刀筆吏得官者多」（中華書局排印本p2017）。

110 『元史』卷20「成宗本紀」大徳三年六月に「以福建州縣官類，多色目、南人，命自今以漢人參用」（p428）。

111 『元史』卷81「選舉志」に「元初，太宗始得中原，輒用耶律楚材言，以科舉選士。世祖既定天下，王鶚獻計，許衡立法，事未果行。至仁宗延祐間，始斟酌舊制而行之」（p2015）。

年)・「元末」から「明嘉靖八年(1529年)」「明中葉」まで続いたとする説がある¹¹²。「後至元四年」頃の開業だとすれば、「至元辛巳」前至元十八年説を否定することになり、この点には問題はないとしても、先の表では元末明初の間に断絶が認められた。ただしこれは建陽劉氏日新書堂についての事情であり、じつは未知数が別に一つある。前至元十八年が定説となっているためであろうか、問題とされることがないが、「日新書堂」主も複数が存在した。解は「至元辛巳」と「日新書堂」を同時に満たすものでなければならない。

1) 建安の高氏日新堂

今日知られる所では、『太平惠民和劑局方』の牌記に

建安丙午年高氏日新堂刊行

という「日新堂」を称する一行があり¹¹³、またやや異なるが朱熹『楚辭集註』の牌記には

歳在癸卯孟春/高日新宅新刊

という二行がある¹¹⁴。両牌記は歳次が近いことから「高日新宅」と「高氏日新堂」とは同一書堂と考えてよい。そこで建安の日新書堂に劉氏とは別に高氏があったならば、「至元辛巳日新書堂重刊」は高氏の所刊である可能性も出てくるわけである。「建安丙午年高氏日新堂刊行」一行の牌記について、通説ではこの「建安」を地名とする。先の表中の例でも知られるように、所在地「建安」は「高氏日新堂」に冠すのが普通であり、その間に歳次を入れるのは稀である。しかし「高日新宅新刊」と「高氏日新堂刊行」とは、高日新の私宅で刊刻され、そ

112 曹之『中國古籍版本學』(p284)に「日新堂由元代後至元四年(1338年)一直刻到明嘉靖八年(1529年)」、謝水順等『福建古代刻書』(福建出版社1997年)に「劉錦文日新堂。……自元末迄明中葉刻書甚多」(p193)、李致忠『中國出版通史(4)宋遼西夏金元卷』「建陽劉氏日新書堂的出版」(p412)に「自元末迄明中葉從事刻書出版活動」。方彥寿『建陽刻書史』(p173)は「劉錦文日新堂從至元辛巳(1281)到明嘉靖四十三年(1564)」。

113 『第一批國家珍貴古籍名錄圖録(3)』(國家圖書館出版社2008年) #00662「太平惠民和劑局方十卷、指南總論三卷、增廣和劑局方圖經本草藥性總論一卷」(p99)、中華再造善本(金元編・子部)。陸心源『皕宋樓藏書志』卷46「醫家類四」の「增廣太平惠民和劑局方」に「此書元有兩刊：一為建安宗文書堂鄭新澤刊；一為高氏日新堂刊。此則高氏刊本也」(『書目續編』台灣・広文書局1968年、p2014)。宗文書堂鄭新澤刻本は國家圖書館(北京)・宮内庁書寮部に所蔵。謝水順等『福建古代刻書』(p200)は宗文書堂鄭希善刊『春秋左傳』を嘉靖二四年(1445)刻本とすることによって「元末」とするが、『中華再造善本總目提要』(p1080)によれば卷1から卷6葉8までは同版、以後には簡略化した俗字が多く、鄭氏が高氏の版木を得て補刻重印したもので、時代は明代に入ると鑑定する。

114 『古逸叢書』(百部叢書集成、藝文印書館1965年影印)所収、綫裝書局2001年影印『景元刊本楚辭集註』。「楚辭後語目録」の尾。

れが高氏日新堂という書堂名で呼ばれたもので、同一地であろう。

2) 建安高氏日新堂の活動時期

今日、建安高氏日新堂の木記の年代について、「癸卯」を「至正二十三年(1363)」¹¹⁵、「丙午年」を「至正二十六年(1366)」¹¹⁶とするのがほぼ定説である。しかし建陽は至正二三年(1363)に兵火に見舞われ、三〇年後の明・洪武二六年(1393)には刻書業は全面的に回復したとの説があるが¹¹⁷、『嘉靖]建陽縣志』によれば、卷6「藝文志」の「重修開富禪寺序」(宣德二年1427)に「元至正丙申(十六年1356)、寺罹兵燹之餘、嬾菴勤公重為開山寺」(80a)、卷7「雜志」に「護國教寺：淳[德]祐丙子(三年1276)、文公季子朱在(1169-1239)[?]以儒學爨於兵、移護國寺於交溪。學宮坐壬向丙、以寺為學。元至正庚子(二〇年1360)、遭兵燹、洪武十二年(1379)、僧圓海重建」(10a)とあり、建陽県が兵火に見舞われたのはすでに至正十六年に始まっており、また平安を迎えたのは洪武十年代である¹¹⁸。ならば「至正二十三年」「至正二十六年」と継続されるような活況にあったとは考えにくい。刻書には数十名の職人のみならず¹¹⁹、相当の資材の確保が必要である。また、『太平惠民和劑局方』は民間療法の実用書であり、世情不安定期にあって一定の需要が見込まれたとしても、『楚辭集註』の方はどうであろう。元末明初に戦渦に巻き込まれていたのは建陽県のみでなく、仮に「建安」を建安县であるとしても、建安建陽両県を含む建寧府、さらには福建一帯に及んでいたはずであり、刻書業を継続することは困難であろう。そのよう

115 姜亮夫『楚辭書目五種』(1960年、上海古籍出版社重印1992年p45)、崔富章『楚辭書目五種續編』(上海古籍出版社1993年p56)、方彦寿『建陽刻書史』(p190)。

116 『中國版刻圖録』「目録」p61、また李致忠「元代刻書述略」(『文獻』10、書目文獻出版社1981年:『歴代刻書概況』上海新四軍歴史研究会印刷印鈔分会編、印刷工業出版社1991年p239)、方彦寿『建陽刻書史』(p187)、李致忠『中國出版通史(4)宋遼西夏金元卷』(中国書籍出版社2008年p419)、『第一批國家珍貴古籍名録圖録(3)』#00662(p99)、『中華再造善本總目提要』(p1079)、『福建省志・出版志』p176。

117 謝水順等『福建古代刻書』(p214)。

118 その他に卷6「藝文志」の朱公衡「重修廬山書院」(嘉靖三一年1552)に「元時遭兵燹、國朝洪武二十四年(1389)孫勉道重建」(37a)、毛憲「環峰書院記」に「元季兵燹傾毀、……正德庚辰(十五年1520)裔孫澹……始事于辛巳(十六年)二月、越壬午歲五落成」(45b)、丁顯「橫渠書院記」に「元季燬于兵火、……洪武丁卯春(二〇年)……其事始於己巳(二二年1389)之三月、踰四月而落成」(49a)、卷6「藝文志」の董鏞「水路寺碑記」に「隣於縣治、元氏之季、兵燹蟬翼、因失其舊」(81b)、梁文郁「東山觀記」に「元季兵燹、為瓦礫之場。大明啓運、天下一統、……洪武十三年庚申(1380)五月、……建觀宇於故址」(81b)。

119 前稿『増廣註釋音辯唐柳先生集』『朱文公校昌黎先生集』合刊初考(上)一明代建陽における韓柳二集合刊本の種類とその刊行年代』(『島大言語文化』38号、2015年)の刻工。

な中、表中の『春秋金鑰匙』が「至正癸丑（三三年、明・洪武六年 1374）日新堂刊」であるならば、すでに部分的には開業していたことになるが、至正は三一年に宣光に改元されるから、宣光三年にあっても「已入明洪武六年，蓋猶奉元正朔」とする葉德輝の説には懐疑的にならざるを得ない。

そこで「癸卯」が元末近い「至正二十三年」でないとすれば、60年前の元・大徳癸卯七年（1303）あるいは60年後の明・永楽癸卯二一年（1423）である。しかしこれにも問題がある。

前者ならば『韓集』朱校本の「至元辛巳」を前至元十八年（1281）とする定説の時期に近く、朱校本の「日新書堂」は高氏である可能性が高いが、しかし先に見たように劉氏・高氏を問わず、異民族王朝創業の不安定期に当たるから、成立しがたい¹²⁰。また、これを指摘したものを知らないが、同時代に同姓同名の人物がいたことから考えにくい。『元史』に次のように見える¹²¹。

（前至元十八年正月）癸亥，邵武民高日新據龍樓寨為亂，擒之。……（十月）辛酉，邵武叛人高日新降。……（十一月己巳）高日新及其弟鼎新等至闕，以日新兩為叛首，授山北路民職。

この「高日新」は邵武（邵武軍、治は邵武県）の民であるが、その地の東は建寧府建陽県に隣接し、しかも県西にある麻沙に近い。中国には同姓同名が多いが、これほど近い時間と土地にいたのは単なる偶然のように思われぬ。むしろ同一人物と考えるべきであろう。しかしこの高日新は反乱の首謀者である。おそらく元朝に対する抵抗者であって王位篡奪者や匪賊の類ではなく、宋王朝の遺民としての抵抗者であろうことは、後に触れるように、当時建寧府で黄華等が宋朝の遺民として抵抗していたことから想像される。劉應李・熊禾等が武夷山に避難し韜晦したのも宋人としての抵抗であった。ならば「至元」つまり元の年号などを称するはずはない。しかもこの高日新は邵武の人であり、一方は「建安」の人であった。また反乱は前至元十八年の正月中あるいはそのやや前に発生している。必ずや別人であるが、だとしても建陽の高日新が当時当地で悪名高い反乱の首謀者と同じ「高日新」を敢えて標榜して出版することがあるであろうか。また、この記事によっても前至元十八年に邵武県・建陽県あ

120 李永明『朱熹「楚辭集注」研究』（上海古籍出版社 2015年 p99）は「元代癸卯」に大徳七年と至正二〇年があるとして「大徳七年，元朝甫定，版刻事業未興」、「高日新未詳何人」と結論しており、『太平惠民和劑局方』の牌記には全く言及がない。

121 『元史』卷 11「世祖本紀」（中華書局本 p229、p235）。

たりが不穏な状態にあったことが知られる。

いっぽう永楽「癸卯」二一年（1423）ならば高氏日新堂の活動時期は明代にあるから不都合はないが、これも別の面から成立しにくい。元明間に建陽で注意すべき変化があった。『〔嘉靖〕建陽縣志〕卷4「貨産」に「書籍：出麻沙、崇化兩坊，昔號“圖書之府”。麻沙書坊燬于元季，惟崇化存焉」というのはかつて『方輿勝覽〕が「書籍行四方：麻沙、崇化兩坊産書，號為“圖書之府”」¹²²といった宋元の繁栄を昔と回顧するものである。宋末元初に麻沙が戦火に遭ったために多くの書坊は崇化「書林」¹²³に移転し¹²⁴、さらに元末の兵火によって麻沙は破壊され、明代で書坊は崇化書林のみであった¹²⁵。先の表でも明らかなように、元代の書坊が木記で地名を冠する例ではいずれも「建安」を称するが、明代には「書林」に替わっている。宋元「建安」、明代「書林」の称に例外はないといってよい¹²⁶。今、高氏日新堂には二例とも「建安」が冠せられているから、やはり元代の書坊と考えるべきであろう。

以上、考察した所をまとめれば、「至元辛巳日新書堂重刊」を前「至元辛巳」十八年（1281）とする定説を積極的に支持できるような根拠はなく、状況証拠としてはむしろ後「至元辛巳」七年（1341）春つまり至正元年とするのに有利

122 祝穆『方輿勝覽〕卷11「建寧府」（中華書局2003年、p181）。

123 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻〕1988-2）p207-208。『〔嘉靖〕建陽縣志〕（上海古籍書店1962年）卷3「封域志・街巷」に「書坊街：在崇化里」、「封域志・郷市」に「書市：在崇化里。比屋皆鬻書籍，天下客商販者如織，每月以一、六日集」。

124 謝水順等『福建古代刻書〕（福建人民出版社1997年）に「宋末元初由於戰亂，麻沙書坊被戰火吞噬過半，元氣大傷。劉氏貞房十四世劉君佐於元初舉族遷居書林」（p8）、「據『劉氏族譜〕和建陽書坊郷『貞房劉氏宗譜〕記載，……宋末由元代著名刻書家劉君佐遷居崇化里書林。君佐可稱為貞房始入書林之始祖」（p95-96）、「宋末元初由於戰亂，麻沙書坊被戰火吞噬過半，元氣大傷，劉氏貞房十四世劉君佐於元初舉族遷居書林」（p190）、「據『潭陽熊氏宗譜〕記載，……十三世熊祖榮，因其入贅從崇泰里遷居到崇化里書林，由此被稱為書林始祖。祖榮之孫忠信，字明決，是元代刻書家翠巖精舍劉君佐的岳父」（p80）。

125 『〔嘉靖〕建陽縣志〕卷5「學校志・圖書」に「建邑兩坊，昔稱“圖書之府”，今麻沙雖燬，崇化愈蕃，蓋海宇人文有所憑藉云」、卷7「雜誌」に「麻沙鎮：在（崇政上郷）永忠里。……國朝洪武三十年（1397）省，故址改為預備北倉」。

126 前掲の表中「朱倬『詩經疑問〕七卷附録一卷」について葉德輝『書林清話〕卷4「劉錦文日新堂」では『莫録〕。云：建安書林劉錦文叔簡刻』を引いて建安と書林を併記しているが、莫友芝『宋元舊本書經目錄〕（中華書局2008年）には見えず、莫友芝『邵亭知見傳本書目〕（『藏園（傅增湘）訂補邵亭知見傳本書目〕（中華書局2009年p118）卷2には『詩疑問〕七卷附『詩辨說〕一卷：元・朱倬撰。通志堂本』とする。また、路工「訪宋元明刻書中心之一——建陽」（『光明日報〕1962-9-20、『歷代刻書概況〕印刷工業出版社1991年p150）に「宋代稱“書林”，明代改為“書坊”，屬崇化」というのは実際に合わない。

であり、またこの「日新書堂」も高氏ではなく、劉氏ということになる。だとすれば、これは他にいくつかの定説に修正を迫ることになる。

まず、建安劉氏日新堂が明代中葉まで世襲されたとする通説に矛盾する。元代にあって至正という年間において且つ建安という地域において日新堂を名乗った書堂は常識的に考えて一舗のみであり、同地同名の書堂にして経営者を異にする同業者が活動していたのは事実であるから、同時同地同堂不併存の原則に立てば時を異にするはずである。そこで高氏でなく劉氏であれば、元末に近い至正二三年（1363）頃に日新堂は劉氏から高氏に移り、さらに明代に劉氏に帰したと考えねばならない。この時期は先の表で知られるように、「至正丙申」十六年後の元末から明初にかけて劉氏日新堂の活動に空白があったのに合致する。元末に何等かの理由で日新堂は劉氏から高氏に移ったが、戦乱に遭って高氏日新堂は継続困難となった。高氏日新堂の刻書がほとんど伝わっていないのもそのためであろう。また、これは版權の移動にも合致する。前稿で見たように『韓』朱校本と『柳』音辯本Ⅳ類は二集合刻であり、その版式は先の表で明らかのように『韓』の「至元辛巳日新書堂重刊」本と極めて近いが、それは劉氏ではなく、正統十三年（1448）に書林王氏（宗玉）善敬堂による刊行であった。建陽における元の劉氏日新堂『韓』『柳』二集合刻は明らかに明の王氏善敬堂に移動している¹²⁷。書肆の間では王朝の交替によって版權は無効になると考えられていたという¹²⁸。元明に建陽劉氏日新堂が存在したのは事実であるが、版權の移動もその間一時的に堂主の交替があり、それが高氏であった。

また、書籍装訂史研究についても修正の必要が生じる。宋の胡蝶装、元の包背装、明中期の線装へと展開するという通説では、しばしば『韓集』朱校本の「至元辛巳日／新書堂重刊」本が包背装の最も早期の例として挙げられるが、

127 また、『書傳大全通釋』が「目録」後に明「宣德乙卯歲（十年1435）仲秋日守中書堂鼎新刊行」とあり、また卷3書題下には「書林三峰劉氏日新書堂重刊」とあることについて王重民『中國善本書提要』（p8）は「劉氏日新堂開設在元，此又題作守中書堂者，疑入明以後，子孫分其業，又各立堂名故也」つまり守中書堂は元の劉氏日新書堂から明に入って「分家した堂名」とし、方彦寿『建陽刻書史』（p251）等はこれを採るが、守中書堂が劉氏であったどうかは未詳。劉氏日新書堂には「書林」が冠せられているから明代での「重刊」であり、宣德十年は中書堂の「鼎新」であるから、劉氏日新書堂へ版權が移動して「重刊」したとも考え得る。方彦寿『建陽刻書史』（p252）は嘉靖八年（1529）刻『新刊醫林類證集要』20卷（『北京大學圖書館藏古籍善本書目』北京大學出版社1999年p247右）にある「劉氏自新堂」も守中書堂と同じく劉氏日新書堂の別の分店であるという。

128 方彦寿『建陽刻書史』（p145）に「大概書坊認為已改朝換代，前朝文告已無效，纔敢翻刻之故」。

これを説くものはいずれも「至元辛巳」を前「至元辛巳」十八年(1281)とする¹²⁹。しかし本書が後「至元辛巳」(1341)刊であるならば、包背装であるとしても、その早期のものでも代表的なものでもなくなる¹³⁰。

Ⅱ 『柳』『韓』12行本の二集合刊

以上は『柳集』音辯本Ⅲ類と『韓集』朱校本の13行本の合刊についてであるが、12行本にも音辯本と朱校本とがある。これらも合刊である可能性が高いが、二集とも成立年代について従来の説では宋と元に分かれる。Ⅱ類12行本には先に根拠とした刊記や識語のような客観的証拠は今のところ見つからないが、「至元辛巳」の特定によって12行本成立の推測の域を狭めることが可能となる。

『宋元合璧本朱文公校昌黎先生集』とその関係

前稿では音辯本Ⅱ類12行本で四本の現存を確認したが、その成立時期について従来の説は一致していない。四本中の御本についてはそれを蔵する台湾・故宮博物院は『天祿琳琅書目後編』の説を踏襲して宋版麻沙本とするが、袁本・凌本・海本については『中國古籍善本總目』・『國家珍貴古籍名録圖録』等、今日では元刻とするのが定説である。また、Ⅱ類がⅢ類の前段階にあることによって元「至元辛巳」以前、Ⅰ類の「淳祐九年」以後の間に求めることができるが、これも結局は南宋か元かということになる。また『韓集』でも朱校本には13行本の他に12行本の存在が知られているが、従来の説ではやはり宋と元に分かれる。

『天祿琳琅書目後編』は巻1「宋版首部」で「『御題増廣註釋音辨唐柳先生集』四函三十二冊」つまり御本について「印記與『韓集』多同、蓋以麻沙本相配也」とする¹³¹。その『韓集』とは『御題増廣註釋音辨唐柳先生集』の前に著録する「『御題朱文公校昌黎先生集』四函三十二冊」である。共に乾隆帝の御題を有するも

129 張秀民『中國印刷史(上)』(p236)、田建平『元代出版史』(p239)、『福建省志・出版志』(福建人民出版社2008年、p301、p518)。

130 ちなみに魯荒王墓で出土した元刊本6種の内、『朱文公校昌黎先生文集』52巻5冊の他、『黃氏補千家注紀年杜工部詩史』(至元二四年1287)36巻2冊、『少微家塾點校附音通鑿節要』(至治十年1321)60巻2冊、『四書集注』(至正二二年1362)19巻2冊、『増入音注括例始末胡文定公春秋傳』(元初刻)30巻6冊はいずれも包背装。ただ『朱子訂定蔡氏(書)集傳』6巻3冊のみが蝶装であるが、「失去牌記、因而不知為元朝何時何人所刻」(『魯荒王墓(上)』p130)、年代不明とされる。

131 『天祿琳琅書目後編』(上海古籍出版社2007年)巻1「宋版首部」p394。

ので、御題『韓集』朱校本も本稿の『柳集』の略称に倣って「御本」とよぶこととする。この『韓』『柳』両御本は函冊数の一致の他に、「大空」や「慈雲樓」・「朱氏珍玩」・「子二孫二永保用享」¹³²・「諸西崖書畫印」・「由拳」明人の蔵書印も一致する。現物を仔細に照査している清館臣は、印記の同一がら『韓』朱校本と『柳』音辯本をセットにした麻沙本と審定しており¹³³、行款・版心等の版式に言及しないが、合致することは当然承知の上でのことである。『天祿琳琅書目後編』では本書に限らず例として行款等の版式を記さないが、この御本二集は共に12行21字本であり、前述のように、これとは別に13行23字本もあった。つまり御本二集は行款も一致しており、揃いで伝わっていた。

『御題朱文公校昌黎先生集』つまり『韓集』朱校本の御本は、完本は今日に伝わっていない。『柳集』音辯本の御本と共に溥儀に持ち出され、後に日中戦争を経て各地に分散する結果となったが¹³⁴、その零本は多くが傳増湘（1872-1950）の収蔵に帰した。傅氏命名の『宋元合璧本朱文公校昌黎先生集』¹³⁵がそれであり、今、故宮博物院に所蔵（#13790）されている。その「宋元合璧」本とは次のようなものである¹³⁶。

宋本半葉十二行，行二十一字，共存二十卷半，細黒口，雙闌。元本半葉十三行，行二十五〔三〕字，粗黒口，雙闌，共存十九卷半。

傅氏は12行本を宋本、13行本を元本として区別する¹³⁷。また宋本部分の年代について、傅氏は「一筆法疏俊，一結構謹嚴，要皆是晚宋閩中風氣耳」¹³⁸と鑑定する。「閩中」とは『天祿琳琅書目後編』がいう「麻沙本」に合い、「晚宋」とは南宋後期を指すと考えてよからう。具体的には『柳』I類の劉欽「後序」

132 この『韓集』の方は後に傳増湘の収蔵する所となるが、『藏園羣書經眼録』卷12（p1060）では「子二孫二永保用享」の「保」を「寶」に誤る。傳増湘旧蔵本は故宮博物院に所蔵、『國立故宮博物院藏沈氏研易樓善本圖書』（故宮博物院1986年）p89-93。

133 方彦寿『建陽刻書史』（p100）が南宋麻沙刻本とするのも「故宮博物院存」というから『天祿琳琅書目後編』に拠るものであろう。

134 拙稿「清内府蔵本『増廣註釋音辯唐柳先生集』考—天祿琳琅蔵本・四庫全書本・清学部図書館蔵本とその行方」（『鳥大言語文化』35、2013年）p7-11。

135 『國立故宮博物院藏沈氏研易樓善本圖書』（國立故宮博物院編印1986年）p89-93、陶湘『涉園所見宋版書影第2輯』（『珍稀古籍書影叢刊之三』北京図書館出版社2009年）p114。

136 『藏園羣書題記』卷12、p610。『藏園羣書經眼録』卷12（p1061）・『藏園訂補邵亭知見傳本羣書目』卷12下（p1019）は「二十五字」を「二十三字」に作る。「五」は「三」の訛字。

137 『藏園羣書題記』の「宋本」は『藏園羣書經眼録』では「宋元合配本」、『藏園訂補邵亭知見傳本羣書目』では「元明間刊本」に改める。

138 『藏園羣書題記』卷12、p611。

にいう淳祐九年（1249）以後でなければならない。

朱校本 12 行本も複数本が伝存しており、その刊刻年代についても諸説がある。「宋元合璧」本について傅氏の他に『國立故宮博物院藏沈氏研易樓善本圖録』¹³⁹、阿部隆一『中國訪書志』に詳細な著録があり¹⁴⁰、三者の実見調査による鑑定結果には相違する所が少なくない。この他にも朱校本 12 行本は各地に収蔵されており、『北京圖書館古籍善本書目』に 1 部（#7628）を、『中國古籍善本總目』にそれを含む 5 部（#773 北京図書館、#774 哈爾濱市図書館、#775 遼寧省博物館、#776 遼寧省図書館、#777 北京大学図書館）を著録しているが¹⁴¹、いずれも元刻とする。さらに、『第二批國家珍貴古籍名録圖録』は吉林大学図書館書蔵元刻 12 行本残巻（「存四巻」）#03111 は書影を掲げているから、たしかに現存するのであるが、なぜか『中國古籍善本總目』には著録が見えない。ただし『總目』に見えないものはこれに限らない。最近の優れた研究である劉蓄氏『天祿琳琅研究』によれば、天祿琳琅蔵『御題朱文公校昌黎先生集』の残巻是北京図書館に #7628 の他にも収蔵されているが「尚未編目」であり¹⁴²、さらに「拍賣」（オークション）に出品されて私人に収蔵されているともいう¹⁴³。残念ながら共に未見のため、詳細は不明である。今、朱校本 12 行本について知り得た所在・存巻・

『朱文公校昌黎先生集』40巻12行21字本残巻の所在と諸説															
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M		
『北圖』	/								?	7628	拍 賣				
『北大』									8277						
『總目』				774	775	776	?	777	?	773					
『圖録』				3112	—	3110	3111	—	—	—					
所 在	台湾故宮			哈図	遼博	遼図	吉図	北大	北図	北図	1996	1998	2000		
存 巻	08			01		02			03					目	
	09					05			06						
	10							06	07						
						10		?			08				
								?			09				
								?				10		10	

139 台湾・故宮博物院編印 1986 年、p89-93。

140 『〔増訂〕中國訪書志』p733。

141 『中國古籍善本總目』p1199 上段。

142 『天祿琳琅研究』（北京大学出版社 2012 年）p220。

143 『天祿琳琅研究』「表 2-2：天祿繼鑑書存佚状況、版本實情一覽」の「巻一：宋版首部」p116。

		11 12 13 14 15 16 葉1 明刊				17	11 12 13 14	存四 卷			11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	11 12 13 14 15 16	11 13 14 15
		21 22 23 24 25 26 27 28					19 20				22 23		
		29 30 31 32 末葉 明刊					32 33				26 27		
							37 38				36 37 38 39 40		
							40			39			
白口	○												
黑口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	?	○	?	?
大字	v9p1												
小字	v14p1	×	×								×		
雙闌	左右	△	△	○			△	△			○		
闌	四周	○	○	△	○		○	○					
宋諱	敦	○	○	○							○		
諱	廓	×?	○								○		
版	縱	18.3	17.7	18	18.7		18.4	18.8			?		
區	橫	12	11.3	12	12.4		12.5	12.6			?		
裝訂	線裝				線裝				線裝				
傳氏	宋元合配		元										
『故宮』	紹熙		宋末	元末									
阿部氏	宋末												
『北大』										宋元			
『北圖』													
『總目』					元		?	元		?	元		
劉蕃氏	—		元	元		—	—	元	—	元			

版式等の特徴および成立年代について諸説をまとめれば次の表ようになる。

表で明らかなように諸本の間には重複する巻が存在する。『韓集』御本は多くが台湾故宮に所蔵されており、劉蕃氏が御本の一部として北京図書館蔵「未編目」なる書に同定する存巻計9巻中で巻3・4・6・7・39は台湾故宮Aの欠落部分に当たることになるが、いっぽう巻22・23・26・27など重複部分も多く、異なる二本と認めざるを得ない。また、1998年拍賣本のうち巻10～12と2000年拍賣本のうち巻13・14は遼図蔵本Fと重複するが、これは遼図蔵本巻10～14が「配另一元刻本」¹⁴⁴であったためであろう。だとしても1998年と2000年の拍賣本では巻10・11・15が重複する。劉蕃氏は共に御本とするが、乾隆帝御題朱校本は固より一部しか存在しない。1998年拍賣中の一部分が2000年に再転売されたのではなく、2000年の拍賣本の方が御本のように思われるが¹⁴⁵、そうであっても巻10～15は台湾故宮Aと重複する。

このように対照して行けば巻11～16・22・23・26～29・32・37～40はそれぞれ三重になるから、朱校『韓集』12行本は少なくとも3部以上存在したことになる。これは奇しくも『柳集』音辯本が4部存在するのに合致する。朱校本の方は『天禄琳琅書目後編』にいう巻1「宋版首部」の『御題朱文公校昌黎先生集』「宋麻沙本」つまり御本だけでなく、巻6「宋版集部」に著録する『朱文公校昌黎先生集』計3部の内「二函，二十二冊：同前首部麻沙小字本，係一版摹印。闕補『外集』一：二、三、四；『外集』三：一、二」と「二函，十冊：篇目見前。中字本」¹⁴⁶の2部があり、これらに当たるようにも思われるが、前1部は「二函，三十二冊」「有白文“紹定癸巳臨江軍學刊本”字」の「大字本」であり、遼寧省図書館収蔵本（21.3cm×14.5cm）が白文の木記と「天禄琳琅」「天禄繼鑑」「乾隆御覽之寶」等の印記を有している¹⁴⁷。この紹定六年（1233）臨江

144 『中國古籍善本總目』(p1199上) #776。『天禄琳琅研究』(p116) 注①に「遼圖蔵本中，卷二、五、十至十四配另一元刻本，故卷第與拍賣上所出重複」。

145 田建平『元代出版史』（河北人民出版社2003年）p265・p271、「元刻本創出古籍拍賣最高紀錄」（2010-10-18:「法律快車」<http://www.lawtime.cn/china>）・黄瓊「如何收藏古籍善本」（2014-7-19:「鑑藏知識」「新浪收藏」<http://collection.sina.com.cn/>）によれば、2000年に北京（中国嘉德国際拍賣有限公司）より209万元で、2006年春季に上海嘉泰拍賣有限公司で308万元で売り出された『朱文公校昌黎先生集』は「書首有清朝乾隆皇帝的親筆御題詩并鈐有“天禄繼鑑”、“乾隆御覽之寶”等印鑒」「共有6本」、当時、国内での古籍善本オークション上最高の取引額がついたという。

146 『天禄琳琅書目後編』 p 527。

147 『第一批國家珍貴古籍名錄圖録（4）』（国家図書館出版社2008年、p264）#01047。

軍学刊本は他にも数箇所が残本を収蔵しているが¹⁴⁸、いずれも7行15字の白文大字本であってここで扱う12本とは全く異なる版本である¹⁴⁹。

上掲表中の故宮蔵傅氏旧蔵「宋元合璧本」A・B・C三種の内、阿部氏『中國訪書志』はB本をA本とは別刻とし、C本を「元末明初覆宋末元初刊本」つまりB本の覆刻本と考え、『故宮』はC本について「元末刊本。……昌黎先生集元後版刻行款更易為每半葉十三行，行二十三字。此本一仍宋刻原式，或為宋刊之覆刻」ともいう¹⁵⁰。そこで諸氏の説を総合すれば、紹熙間（1190-1194）あるいは宋末（1279）にA・Bの12行本が刊刻されたが、元代「至元辛巳」に改版されて13行本となり、元末あるいは明初に再び12行本=C本に改版され、また明前期あるいは正統十三年に13行本に改版されたということになる。これは極めて不自然である。

まず、紹熙間説は成立し得ない。『故宮』が「宋紹熙間刊本」とするのは「宋諱……敦・暉等字缺末筆」が直接の根拠なのであろうが¹⁵¹、王大伯『朱文公校昌黎先生集』の成立については巻首の王「序」につぶさであり、朱校定本の正文下に『考異』を配して王氏「音釋」を毎巻の後に加え、「寶慶三年（1227）」に刊刻した¹⁵²。しかも『考異』つまり朱文公校定本が出来たのは朱熹（1130-1200）の最晩年、慶元三年（1197）¹⁵³あるいは五年頃である¹⁵⁴。次に、『柳集』音辯本の例から見ても『韓集』朱校本C=12行本は13行本つまり「至元辛巳日新書堂重刊」より前に在ると考えられるから、「元末明初」まで下ることはなからう。また、A本についても、版心に白口と黒口があるといい、マイクロフィルムでは特に細黒口で胡蝶装は線装に仕立て直してある場合には判別し難いが、白口

148 北京図書館・北京大学図書館・上海図書館・南京図書館に残巻を収蔵。『中國古籍善本總目』（線装書局2005年）第4冊「集部上」p1198に拠る。また、『北京大學圖書館善本書録』（北京大学出版社1998年、p72）に巻37葉1の書影（21.6cm×14.6cm）を収める。

149 拙稿「日本鈔本紹定六年臨江軍刊王大伯『昌黎先生集音釋』與方崧卿佚書『韓詩編年箋校』（『中國詩學』21、人民文学出版社2016年）に詳しい。

150 『國立故宮博物院藏沈氏研易樓善本圖録』p92。

151 『國立故宮博物院藏沈氏研易樓善本圖録』p91。

152 王大伯刊『朱文公校昌黎先生集』については拙稿「日本鈔本紹定六年臨江軍刊王大伯『昌黎先生集音釋』與方崧卿佚書『韓詩編年箋校』（『中國詩學』21、人民文学出版社2016年）。

153 王懋竑纂訂『朱子年譜』（乾隆六年1751）卷4下「慶元三年丁巳」の条。考証は王懋竑『年譜考異』卷4「慶元五年己未」の条。叢書集成初編本（中華書局1985年）第3423冊p223；第3425冊p341。また、劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』（中国社会科学出版社2004年）p142。

154 陳来『朱子書信編年考證（增訂本）』（生活読書新知三聯書店2007年）p491。

が存在するならば二本である可能性も考えねばならない。

『柳』音辯本と『韓』朱校本には12行本が複数部あり、版式も合致する。『韓』の方は「序目」を有するであろう巻首部分を見ることができれば更に確定的なことがいえるであろうが、『柳』音辯本のⅠ類とⅡ類とを異版とする最大の特徴は、後者が巻44・45を正集から外して「別集」とした点、また巻頭に陸之淵「序」を配した点にある。しかもこの二点の体裁改変は『韓集』朱校本とも一致している。音辯本43巻本では『非國語』2巻を正集から外して「別集」としているのは朱校『韓』12行本が『順宗實録』を「外集」に入れているのに符合しており、また、唐・劉禹錫「序」を下げた宋・陸之淵「序」を巻頭に移したのも、朱校『韓』13行本が宋・朱熹「序」を前にして唐・李漢「序」を後に配する順であるのに一致する。これは二集の正集を整合させるための、つまり合刊の編集措置ではなからうか。12行本は同一書坊での合刊と考えてよい。その時期は『柳』1類の南宋・淳祐九年から元「至元辛巳」までの間であるが、それを更に限定できないか。

『韓』『柳』12行本の合刊時期

まず再確認しておかなければならないのは12行本が複数部存在するという点である。

1：12行本間の異同

前述したように、『柳』Ⅱ類諸本の間には、部分的に微妙な相異が見られ、また多寡の偏りが認められた。たとえばⅡ類諸本にはいずれも「貞」字の缺筆不徹底が見られ、御本は「年譜」では全て缺筆するが、袁本はほとんど缺筆していない。御本の「年譜」部分が後人による配補でないならば、御本が袁本より前に在ることを推測せしめる。

また、先に指摘したように、「同版の巻葉において、巻14葉9b・10a中央横の瑕は御本よりも袁本・凌本の方がやや鮮明であり、さらに罫線の磨滅度は多くの巻葉において御本・凌本・袁本の順で高い」であり、版匡（上下欄）や双辺（基本的には左右）にも不均斉が見られ、御本は凌本・袁本よりも整っている。つまりⅡ類12行本の4本の字様・版木・避諱等は全く同一ではなく、したがって複数回の改易、補刻を認めなければならない。『韓集』12行本の諸本も字様・版木・避諱等やはり同一ではない。たとえば小字夾註に多く異体字が用いられているのは『柳集』Ⅰ類と異なる『柳集』Ⅱ類に多い特徴として共通するが、『韓集』ではA本・C本に多く、B本に少なく。したがってA本とC

本は時期的に近く、B本が最も早いと思われるが、残存巻数が少ないために予断は容されない。

2：宋末の建陽県

「至元辛巳」を定説に従って前至元十八年(1281)とすれば、南宋・淳祐九年(1249)までは約30年であるが、この間はほぼ宋末元初の混乱期にあたり、匆々の間に重ねて逡修補刻されたことはまず常識的には考えにくい。元初の状態については前述したが、南宋末について補足すれば、周密(1232-1298)『癸辛雜識・後集』の「賈廖刊書」条に次のようにいう¹⁵⁵。

廖羣玉諸書，則始[於]『開景福華編』，備載江上之功……『九經』本最佳……反不若『韓柳文』為精妙。又有『三禮節』、『左傳節』、『諸史要略』及建寧所開『文選』諸書。其後又欲開『手節十三經注疏』、『姚氏正戰國策』、『注坡詩』，皆未及入梓而國事異矣。

これは廖氏瑩中(?-1275)¹⁵⁶の最晩年、徳祐元年(1275)から咸淳(1265-1274)末のことである。『手節十三經注疏』等の刊刻予定地が『文選』等諸書と同じ地、廖瑩中の出身地「建寧」府であったか居住地の首都臨安府であったかは不明であるとしても、すでに元軍は南下して迫っており、「入梓」できるような状況ではなかった。また熊禾(1247-1312)「麻沙劉氏族譜序」(大徳五年1301)¹⁵⁷に次のようにいう。

余母族麻沙劉氏，知為京兆洪固之派，而未能詳也。一日，母之從子(劉)君佐出示「譜牒」，乃靖肅胡公(憲，籍溪先生1086-1162)¹⁵⁸所序。……劉氏族大蕃衍，時書一脈，不替益隆，君佐亦能世其業者。丙子兵亂，譜牒散失，君佐幸購得之。敬書于後，以誌歲月。有元大徳辛丑(五年)上巳前三日，十三世外孫，前進士熊禾拜撰。

「丙子兵亂」とは宋末元軍によるもので、景炎「丙子」元年(1276)のことである。徳祐二年に臨安は陥落し、景炎二年(前至元十四年)に元軍は建寧府

155 『癸辛雜識・後集』(中華書局1988年p85)。

156 『宋史』巻474「姦臣列傳・賈似道傳」(中華書局本p13786)。

157 熊禾「麻沙劉氏族譜序」(『全文文』巻588、第18冊p547)。「全文文」は「麻沙劉氏族譜」と「麻沙劉氏族譜序」の二篇を収載するが、『熊勿軒先生文集』(『正誼堂全書』本、叢書集成所収#2407)巻2には「麻沙劉氏族譜」一篇のみを収める。「麻沙劉氏族譜序」は冒頭の段と末尾の数十字一段を除いて「麻沙劉氏族譜」の後半とほぼ重複する。

158 楊應詔『閩南道學源流』(嘉靖四三年刊)巻7(『閩刻珍本叢書』、人民出版社・鷺江出版社2009年)。「宋史」巻459「隱逸下」、『嘉靖建寧府志』巻18「人物・道學」に伝があるが諡号は見えない。

の諸県を占領¹⁵⁹。その後も福建では文天祥(1236-1282)等の宋軍勢力と交戦状態が続き、中でも黄華は建寧府を拠点として至元二年まで抵抗を続け、数十万が呼応した¹⁶⁰。さらに二六年には黄華の弟黄福が同志と共に決起した¹⁶¹。江南に宋朝趙氏の宗室が残留しており、庶民にはまだ畏敬の念があるとして首都に連行すべしとの上奏があったのはその一箇月後のことである¹⁶²。また、屏山先生こと崇安県の劉子翬(1101-1147)の孫劉学箕『方是閑居士小稿』嘉定十年(1217)刊本を重刊した劉張の跋に次のようにいう¹⁶³。

舊已鏤版，因燬於兵，遂失其本。近偶得於邑士家。……時至正二十二年歲在辛丑暮春初吉，從玄孫(劉)張百拜敬書。

「至正辛丑」(1361)以前であるから宋末元初の戦乱で版木が散失したのである。崇安に隣接する建陽も同様の混乱にあったであろう。しかも改版と補刻を繰り返して刊行するというような状況ではなかったであろうし、そもそも重ねて供給するほど当時の社会に需要が見込まれたとは考えにくい。

さらに版木の耐用年数から考えても、改版・補刻を重ねる必要はないのではないか。淳祐九年から宋元交替までは30年、前「至元辛巳」十八年までは32年である。I類の初刻後、福建が戦乱に入る咸淳末(1274)頃まで20余年、かりに改版したII類が出たとしても、その後さらに補刻の繰り返しを必要とするような腐蝕・磨滅は生じないであろう。版木は二三百部印刷しては一時乾燥させる必要はあるが二千部前後は耐用できるという¹⁶⁴。

いっぽう60年後の後「至元辛巳」(1341)であるならば事情は変わってくる。

159 『元史』巻9「世祖本紀」に至元十四年九月「取建寧之崇安等縣及南劍州」(中華書局本p192)。

160 『元史』巻10「世祖本紀」に至元十五年(宋祥興元年)「建寧政和縣人黃華，集鹽夫，聯結建寧、括蒼及畚民婦自稱許夫人為亂」(p206)、巻12「世祖本紀」に二〇年「建寧路管軍總管黃華叛，衆幾十萬，號頭陀軍，偽稱宋祥興五年，犯崇安、浦城等縣，圍建寧府」(p257)、巻13「世祖本紀」に二一年「建寧叛賊黃華自殺」(p264)。

161 巻15「世祖本紀」に二六年十一月「建寧賊黃華弟福，結陸廣、馬勝，復謀亂，事覺，皆論誅」(p327)。

162 巻15「世祖本紀」に二六年一二月「紹興路總管府判官白契短言：“宋趙氏族人散居江南，百姓敬之不衰，久而非便，宜悉徙京師。”桑哥以聞，請擢契短為尚書省舍人，從之」(p328)。

163 『國立中央圖書館善本序跋集録・集部(1)』(台湾・國立中央圖書館編1994年)#10635「元至正二十年屏山書院重刊本」の「元劉張跋尾終」(p572)、また#10636(p573)は宋・嘉定十年(1217)本の鈔本。『第一批國家珍貴古籍名録(4)』(p388)#01156木記「至正庚子(二〇年1360)仲冬屏山書院重刊」があり。『中華再造善本(金元編・集部)』(北京圖書館出版社2005年p1227)「『方是閑居士小稿』二卷：(宋)劉學箕撰」。

164 繆詠禾『明代出版史稿』(江蘇人民出版社2000年、p308)。

二集はⅠ類と同じ12行本ではあるが、字様を異にするもの、つまり全面的な改版刻書であり、しかも共に二集の正集を整合させた合刊のための編集上の改変があるならば、それは単なる覆刻ではなく、小さな改編でもない。その裏には店主の交代や社会の大変化あるいは一定の時間経過等による改版が想定される。

3：宋諱回避の相異

『柳』Ⅱ類にも宋朝の御諱嫌名で缺筆が確認されるが、Ⅰ類よりも不徹底であり、宋諱回避の意識は希薄である。Ⅰ類とⅡ類とでは宋諱不缺筆の絶対量が異なる。「桓」・「貞」・「敦」等の字においてたしかに缺筆は見られるが、それは底本としたⅠ類がそうであったのに従ったからであろう。たとえばⅠ類で「廓」字を不徹底ながら明らかに缺筆しているが、Ⅱ類の諸本ではすべて缺筆されていない。この字は集中で24箇所中3例が明らかに缺筆されているから不厳謹であるとはいえようが、このような少数の使用例における不缺筆は、官刻本においては珍しいといえても、坊刻本においては常習のことである。元朝は避諱に対して一応の規定はあったが、科挙実施後の延祐から科挙試卷や表章等朝廷文書において、しかも「全用御名廟諱」に限定されおり¹⁶⁵、実際には元朝皇帝の御名は音写された長名であるため、無きに等しいものであった。

このような元朝における放任状態にあつて宋諱回避が見られるのは一般に二つの可能性が考えられる。一つは漢民族である作者や書坊の宋朝の遺民としての前王朝宋への帰属意識、現王朝元への抵抗意識であり、もう一つは単純に摸刻による因襲である。建陽の書坊に前者のような意識があったならば、Ⅱ類では数少ない「廓」に限らず、「桓」・「貞」・「敦」等々においてもⅠ類と同等数の缺筆が存在していてよい。Ⅰ類とⅡ類に見える避諱不徹底は全く異質なものである。Ⅰ類は避諱意識を有しながら偶に缺筆を失漏しているのであり、Ⅱ類の缺筆はⅠ類のそれよりも遙かに少なく、逆に不缺筆はⅠ類のそれを遙かに超えるものであることから、避諱の不徹底などではなく、すでに避諱意識そのものの喪失が見て取れる。つまり宋人の手ではあり得ない。宋刻本であるⅠ類を底本として翻刻しながら本字に回復すべきをただ失漏していたに過ぎないのであり、元代に入って、缺筆すべきを漏らしたのではなく、不缺筆にするのを漏らしたのである。Ⅱ類は元覆宋本といえる。

165 『元典章〔大元聖政國朝典章〕』卷28「禮部」1「表章回避字様」・卷31「學校」1「科舉程式條目」（陳高華點校、中華書局・天津古籍出版社2011年、p1007・p1101）。

『韓』朱校本 12 行本は足本がなく、かつ残本も各地に散在しており、さらに実見不可能なものもあるために断定的なことはいえないが、調査し得た所では「廓」字の缺筆は次のようになる。

		『朱文公校昌黎先生集』中の宋諱「廓」缺筆											
卷・葉・ 行	版本	02	08	08	08	14	18	18	19	21	27	36	
		09b	14a	22b	23a	05a	07a	07b	15a	13a	04b	04a	
		06	02	09	09	05	11	09	12	10	12	09	
12 行本	A	/	×	×	×	×?	/	/	/	/	/	/	
	B	/	/	/	/	/	/	/	/	○	×	/	
	H	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	×	
	J	/	/	/	/	○	×	×	×	○	×	×	
/ = 欠落卷； \ = 配抄； ○ = 避諱缺筆； × = 不缺筆													

この中で「宋元合璧本」中、A本ではたしかに「廓」字の缺筆は見つからないが、じつは巻 14 葉 5 は後人による配抄であって本来の姿を伝えていない。この部分も、J本との対応から考えて、缺筆していた可能性がないとはいえない。少なくともB本では缺筆していた。

阿部『中國訪書志』はA本を「宋末刊」として「郭」字までとするが、「敦」の誤字ではなかろうか。『故宮』が「敦」字とするのが正しく、『故宮』が「紹熙間刊」とするのはこの缺筆に拠る判断に違いない。B本についても『中國訪書志』が宋諱缺筆を「完」とするのも誤りで、『故宮』のいう「廓」が正しく、「宋末刊」とするのもこれに拠る鑑定であろう。しかし避諱缺筆というものはただ底本に従ったに過ぎない場合が多く、それのみで版本の成立年代を断定することは禁物である。とりわけ坊刻本はそうである。不厳謹である一方、音辯本の明刊本では、宋諱「貞」・「敦」等の缺筆字を本字に改めているにもかかわらず、「桓」「恒」等は依然として缺筆したままであって、これらはあたかも異体字として扱われていたかのようにさえ感じられる。また、魏仲举刻五百家註本は宋・慶元六年（1200）の初刊であるが、兪良甫による覆刻本では元末明初にありながら、しかも日本での覆刻でありながら、宋諱が尽く回避缺筆されている¹⁶⁶。したがって避諱缺筆の存在によってA・Bが宋刊であるとは軽々に断定できないのであり、そこに避諱意識の存在の有無を見極めることが肝心である。そこ

166 拙稿『日本舊校鈔『增廣註釋音辯唐柳先生集』四十五卷本及南宋刻『音註唐柳先生集』略攷』（中華書局『文史』2014-1）p252-253。

で先の『柳』音辯本 12 行本の例では I 類 = 李本と II 類 = 御本等を比較して意識差に注目したのであるが、比較するものがなければそれも極めて困難であり、やはり総合的に判断するしかない。

「廓」字は朱校『韓集』中に 11 例見え、12 行本の中には明らかに「廓」字を缺筆しているものがあるが、いずれも不嚴謹である。「宋元合璧本」中の御本もその一つであり、音辯本では I 類の缺筆字を御本等は缺筆していない。

『韓集』朱校本の B 本・J 本は缺筆の点では類似しているが、字様は微妙に異なる。たとえば 27/4b/12 の「廓」は共に不缺筆であるが、4b・5a「從」六箇所を B は全て「从」に、J 本は全て「從」に作り、5a/2「愼」を B 本は末画を缺筆、J 本は不缺筆。21/13a/10「廓」字は B・J 共に缺筆しているが、13a/03「鼎」の「目」を J は「日」に、B は「目」に作り、また 13a/04「爲」・11「詩」、12b/04「四」の筆致でも相違が顕著である。また H 本と J 本の関係は、36/04a/09「廓」を共に缺筆、かつ字様は極めて酷似しており、罨線の剥落も近いから同版と認めてよかろう。ただ剥落は H の方が進行しているから、J の後印本であろう。

『韓集』朱定本については B 本が最も早く、宋本ならば『柳集』音辯本の I 類との合刻かと推測されるが、なお実見調査が必要である。ここで指摘しておきたいのは、書坊所拠『朱文公校昌黎先生集』南劍州官本と『増廣註釋音辯唐柳先生集』との密接な関係、おそらく同一書肆による併編合刊であったのではないかということ、また 12 行本に複数のバージョンがあったことと「廓」字缺筆の存在である。『柳』音辯本の 12 行本では I 類の李本の他にも御本・袁本・凌本・海本など微妙に異なる覆刻本と補刻本があり、『韓』朱校本の 12 行本においても異なる複数の補刻本あるいは覆刻本がある。音辯本では I 類 = 李本は「廓」字を缺筆するが、御本等は缺筆しない。朱校本の 12 行本にも「廓」字缺筆本があることは明らかであり、不缺筆本があるならばこれが御本に対応することになる。ただし音辯本 12 行本で白口本の存在は知られていない。南劍州官本の「凡例」の後にある書坊識語によれば、当初、諸註は各巻の後に集められていたが、後に書肆によって各正文の句下に入れるように改編された。このような体裁もすでに音辯本 45 巻本と同じであり、かつ「廓」字を回避するものであった。I 類 = 李本は劉欽「後序」が淳祐九年（1249）作であって刊刻はそのやや後であることも考えられるが、いずれにしても I 類 = 李本の成立は淳祐九年から宋末の混乱期以前の間である。

『韓集』朱校本を丹念に対校照査してゆけば、あるいは『柳集』音辯本Ⅰ類・Ⅱ類との対応が見えてくるかも知れない。現段階では、坊刻朱校本から音辯本の坊刻を考えてみることに、同時に逆に淳祐九年より音辯本によって朱校本の成立を考えることもできるのではないかという仮説を提示するに止める。

元代中期（皇慶・後至元年間）合刊 12 行本

これらのことを勘案すれば、音辯本Ⅱ類は元代前中期の覆宋刻本と考えるのが適当である。『中國古籍善本總目』・『國家珍貴古籍名録圖録』・中華再造善本を始め、従来の説では朱校本 13 行本を前至元辛巳十八年(1281)つまり元初とし、朱校本 12 行本を単に「元刻本」と見做して先後関係が曖昧であった。今、前稿の考察で得たⅡ類はⅢ類の前に在るとする結論と本稿で前述した音辯本と朱校本による『柳』『韓』合刊説を適用するならば、Ⅱ類 12 行本は南宋晩期の成立と考えなければならぬであろうが、しかし朱校本 13 行本が従来の説より 60 年後の後「至元辛巳」七年(1341)であるならば、Ⅱ類『韓』『柳』12 行本はそれ以前であり、元代前期の世情安定後、大徳以後、さらにいえば、科挙実施の気運の高まる皇慶年間頃から後至元初頃までの間に限定できるのではないか。ちなみに大徳元年(1297)から後至元六年(1340)までは四三年、皇慶元年(1312)からは二十八年。この間に南宋刊本に拠って御本が改編翻刻され、袁本・凌本等、補刻を繰り返したと推測する。需要はしだいに高まり、また三十年近くを経て版木も磨滅を増したであろう。そこで後「至元辛巳」七年初 = 至正元年に至って劉氏日新堂が重刊するのであるが、その際に 13 行本に改版された。

では、王朝の交替によって版權は無効になると考えられていたが、元刻と宋刻との関係はどうか。『柳』Ⅱ類と『韓』の御本等および『柳』Ⅰ類の南宋淳祐間序刊本は早くから「麻沙本」つまり建陽刻書と鑑定されている。また、南宋淳祐間序刊本の「序」は「平山劉欽」の作であり、「序」に本書は「怡堂劉君」の輯註であるという。この劉氏は元代の建陽劉氏日新堂とは関係があるのかどうか。「平山劉欽」「怡堂劉君」とは如何なる人物なのか。次号では劉欽・劉怡堂および宋代建陽劉氏との関係へと展開してゆく。

(2016.1.16)

*本稿は平成 26 年(2014)科学研究費補助金(課題番号 26370409)による研究成果の一部である。